

関自旅2第 67号の3 平成14年4月24日

社団法人 全国個人タクシー協会関東支部 支部長 本 間 嗣 治 殿



一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

標記について、別紙のとおり公示したので了知のうえ、傘下事業者に対し周知徹底されたい。

別紙・・・公示文

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成14年4月24日

関東運輸局長 上子道雄

附 則

本公示は、平成14年4月24日以降実施する。

- 附 則(平成26年2月28日 一部改正) 本公示は、平成26年4月1日以降適用する。
- 附 則(平成28年12月20日 一部改正) 本公示は、平成28年12月20日以降適用する。
- 附 則(平成31年4月11日 一部改正) 本公示は、平成31年4月11日以降適用する。
- 附 則(令和元年12月13日 一部改正) 本公示は、令和元年12月13日以降適用する。

- 附 則(令和2年11月25日 一部改正) 本公示は、令和2年11月25日以降適用する。
- 附 則(令和3年12月24日 一部改正) 本公示は、令和3年12月24日以降適用する。
- 附 則(令和4年10月11日 一部改正) 本公示は、令和4年10月11日以降適用する。
- 附 則(令和5年2月9日 一部改正) 本公示は、令和5年2月9日以降適用する。
- 附 則(令和5年8月18日 一部改正) 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。
- 附 則(令和5年9月8日 一部改正) 本公示は、令和5年9月8日以降適用する。
- 附 則(令和5年10月20日 一部改正) 本公示は、令和5年10月20日以降適用する。
- 附 則(令和5年11月2日 一部改正) 本公示は、令和5年11月2日以降適用する。
- 附 則(令和6年2月9日 一部改正) 本公示は、令和6年2月9日以降適用する。
- 附 則(令和6年3月8日 一部改正) 本公示は、令和6年3月8日以降適用する。
- 附 則(令和6年12月24日 一部改正) 本公示は、令和6年12月24日以降適用する。

		<u></u>	(万) 浴 /
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮
			する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 096km	加算距離1回分を
			控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	1. 091km	加算距離1回分を
			控除した距離
	南多摩交通圏	1. 091km	加算距離1回分を
			控除した距離
	西多摩交通圏	1. 091km	加算距離1回分を
			控除した距離
東京島しょ地区	島しょ区域	2 k m	
京浜地区	京浜交通圏	1. 091km	_
相模・鎌倉地区	県央交通圏	1. 091km	_
	湘南交通圏	1. 091km	_
小田原地区	小田原交通圏	1. 17 km	加算距離2回分を
			控除した距離
埼玉南部地区	県南中央交通圏	1. 121km	_
	県南東部交通圏	1. 121km	_
	県南西部交通圏	1. 121km	_
埼玉北部地区	県北交通圏	1. 031km	_
	秩父交通圏	1. 031km	_
群馬地区	東毛交通圏	1. 357 km	加算距離2回分を
			控除した距離
	中・西毛交通圏	1. 357 km	加算距離2回分を
			控除した距離
	沼田・利根交通圏	1. 219 km	加算距離2回分を
			控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	1. 219 km	加算距離2回分を
			控除した距離
千葉地区	京葉交通圏	1. 155km	_
	東葛交通圏	1. 155km	_
	千葉交通圏	1. 155km	加算距離4回分を
			控除した距離

	北総交通圏	1. 155km	_
	東総交通圏	1. 155km	_
	山武・東金交通圏	1. 155km	_
	市原交通圏	1. 155km	加算距離4回分を
			控除した距離
	外房交通圏	1. 155km	_
	南房交通圏	1. 155km	_
茨城地区	茨城県全域	1. 1 km	_
栃木地区	栃木県全域	1 k m	_
山梨地区	甲府交通圏	1. 2 km	加算距離2回分を
			控除した距離
	東八・東山交通圏	1. 2 km	加算距離2回分を
			控除した距離
	峡西交通圏	1. 2 km	加算距離2回分を
			控除した距離
	峡北交通圏	1. 2 km	加算距離2回分を
			控除した距離
	峡南交通圏	1. 2 km	_
	東部・富士北麓交通圏	1. 2 km	_

	別 紙
改正	現行
公 示	公 示
一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る	一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について	初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について
平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。	平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。
平成14年4月24日	平成14年4月24日
関東運輸局長 上子道雄 	関東運輸局長 上子道雄
附 則	附 則
本公示は、平成14年4月24日以降実施する。	本公示は、平成14年4月24日以降実施する。
附 則(平成26年2月28日 一部改正)	附 則(平成26年2月28日 一部改正)
本公示は、平成26年4月1日以降適用する。	本公示は、平成26年4月1日以降適用する。
附 則(平成28年12月20日 一部改正)	附 則(平成28年12月20日 一部改正)
本公示は、平成28年12月20日以降適用する。	本公示は、平成28年12月20日以降適用する。
附 則(平成31年4月11日 一部改正)	附 則(平成31年4月11日 一部改正)
本公示は、平成31年4月11日以降適用する。	本公示は、平成31年4月11日以降適用する。
附 則(令和元年12月13日 一部改正)	附 則(令和元年12月13日 一部改正)
本公示は、令和元年12月13日以降適用する。	本公示は、令和元年12月13日以降適用する。
附 則(令和2年11月25日 一部改正)	附 則(令和2年11月25日 一部改正)
本公示は、令和2年11月25日以降適用する。	本公示は、令和2年11月25日以降適用する。
附 則(令和3年12月24日 一部改正)	附 則(令和3年12月24日 一部改正)
本公示は、令和3年12月24日以降適用する。	本公示は、令和3年12月24日以降適用する。
附 則(令和4年10月11日 一部改正)	附 則(令和4年10月11日 一部改正)
本公示は、令和4年10月11日以降適用する。	本公示は、令和4年10月11日以降適用する。

附 則(令和5年8月18日 一部改正) 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。

附 則(令和5年9月8日 一部改正) 本公示は、令和5年9月8日以降適用する。

附 則(令和5年10月20日 一部改正) 本公示は、令和5年10月20日以降適用する。

附 則(令和5年11月2日 一部改正) 本公示は、令和5年11月2日以降適用する。

附 則(令和6年2月9日 一部改正) 本公示は、令和6年2月9日以降適用する。

附 則(令和6年3月8日 一部改正) 本公示は、令和6年3月8日以降適用する。

附 則(令和6年12月24日 一部改正) 本公示は、令和6年12月24日以降適用する。

(別添) 運賃適用地域 営業区域 初乗距離 初乗距離を短縮する 場合の距離 |特別区・武三地区|特別区・武三交通圏 1.096km 加算距離1回分を控 除した距離 多塺地区 1.091km 加算距離1回分を控 北多摩交诵圏 除した距離 南多摩交诵圏 1. 091km 加算距離1回分を控 除した距離 西多摩交诵圏 1. 091km 加算距離1回分を控 島しょ区域 2 km 東京島しょ地区 京浜交通圏 京浜地区 1. 091km 相模 . 鎌倉地区 県央交通圏 $1.091 \, \text{km}$ 湘南交通圏 1. 091km 1. 17 km 加算距離2回分を控 小田原地区 小田原交通圏 除した距離 埼玉南部地区 県南中央交通圏 1. 121km 県南東部交通圏 1. 121km 県南西部交通圏 1. 121km 埼玉北部地区 県北交通圏 1 0 3 1 km 秩父交通圏 0 3 1 km

附 則(令和5年2月9日 一部改正) 本公示は、令和5年2月9日以降適用する。

附 則(令和5年8月18日 一部改正) 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。

附 則(令和5年9月8日 一部改正) 本公示は、令和5年9月8日以降適用する。

附 則(令和5年10月20日 一部改正) 本公示は、令和5年10月20日以降適用する。

附 則(令和5年11月2日 一部改正) 本公示は、令和5年11月2日以降適用する。

附 則(令和6年2月9日 一部改正) 本公示は、令和6年2月9日以降適用する。

附 則(令和6年3月8日 一部改正) 本公示は、令和6年3月8日以降適用する。

(別添) 運賃適用地域 営業区域 初乗距離 初乗距離を短縮する 場合の距離 |特別区・武三地区|特別区・武三交通圏 1.096km 加算距離1回分を控 除した距離 多塵地区 1. 091km 加算距離1回分を控 北多摩交通圏 除した距離 南多摩交诵圏 1.091km 加算距離1回分を控 除した距離 西多摩交诵圏 1. 091km 加算距離1回分を控 除した距離 島しょ区域 2 k m 京浜交通圏 京浜地区 1. 091km 県央交通圏 相模 鎌倉地区 1. 091km 湘南交诵圏 1. 091km 小田原地区 小田原交通圏 1. 17 km 加算距離2回分を控 除した距離 県南中央交通圏 埼玉県A地区 1. 121km 県南東部交通圏 1. 121km 県南西部交通圏 1. 121km __ 埼玉県B地区 県北交通圏 1. 0 3 1 km | 秩父交通圏 0 3 1 km

群馬地区	東毛交通圏	1.357km 加算距離2回分を控 除した距離
	中・西毛交诵圏	1.357km 加算距離2回分を控
	中:四七文通图	1.337 円 加昇距離と回力を控 除した距離
	沼田・利根交通圏	1. 219km 加算距離2回分を控 除した距離
	渋川・吾妻交通圏	1. 219km 加算距離2回分を控 除した距離
千葉地区	京葉交通圏	1. 155km —
	東葛交通圏	1. 155km —
	千葉交通圏	1. 155km 加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	1. 155km —
	東総交通圏	1. 155km —
	山武・東金交通圏	1. 155km —
	市原交通圏	1. 155km 加算距離4回分を控 除した距離
	外房交通圏	1. 155km —
	南房交通圏	1. 155km —
茨城地区	茨城県全域	1. 1 km —
栃木地区	栃木県全域	1 km —
山梨地区	甲府交通圏	1.2km 加算距離2回分を控 除した距離
	東八・東山交通圏	1.2 km 加算距離2回分を控 除した距離
	峡西交通圏	1.2km 加算距離2回分を控 除した距離
	峡北交通圏	1.2km 加算距離2回分を控 除した距離
	峡南交通圏	1. 2 km —
	東部・富士北麓交通圏	1. 2 km —

	+ +
<mark>群馬県A地区</mark> 東毛交通圏 1.357km 加算距離	
<u>除した距</u>	雕
中・西毛交通圏 1.357km 加算距離	2回分を控
	離
<mark>群馬県B地区 沼田・利根交通圏 1.219km 加算距離</mark>	2回分を控
除した距	离性
渋川・吾妻交通圏 1.219 km 加算距離	2回分を控
除した距	 離
千葉県A地区 京葉交通圏 1.155km	_
東葛交通圏	_
千葉交通圏 1.155km 加算距離	4回分を控
	離
北総交通圏 1.155km	_
千葉県B地区 東総交通圏 1.155km	_
山武・東金交通圏	_
市原交通圏 1.155km 加算距離 除した距	4 回分を控 離
外房交通圏 1.155km	<u>ME</u>
南房交通圏 1.155 km	_
茨城県地区 茨城県全域 1. 1 k m	
栃木県地区 栃木県全域 1 km	
山梨県A地区 甲府交通圏 1.2km 加算距離	<u></u> 2回分を控
	と 回刀 で圧
東八・東山交通圏 1.2 km 加算距離	<u>職</u> 2回分を控
スパ・泉山文通圏 1.2km 加昇距離 除した距	と凹方で控
	<u>無</u> の同八ナ物
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2回分を控 ^鲱
	<u>職</u> 2回分を控
	離しかで注
山梨県B地区 峡南交通圏 1.2 km	_
東部・富士北麓交通圏 1.2 km	_

	(別紙)
改正	現行
公 示	公 示
一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る	一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について	初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について
平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。	平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。
平成14年4月24日	平成14年4月24日
関東運輸局長 上子道雄 	関東運輸局長 上子道雄
附 則	附 則
本公示は、平成14年4月24日以降実施する。	本公示は、平成14年4月24日以降実施する。
附 則(平成26年2月28日 一部改正)	附 則(平成26年2月28日 一部改正)
本公示は、平成26年4月1日以降適用する。	本公示は、平成26年4月1日以降適用する。
附 則(平成28年12月20日 一部改正)	附 則(平成28年12月20日 一部改正)
本公示は、平成28年12月20日以降適用する。	本公示は、平成28年12月20日以降適用する。
附 則(平成31年4月11日 一部改正)	附 則(平成31年4月11日 一部改正)
本公示は、平成31年4月11日以降適用する。	本公示は、平成31年4月11日以降適用する。
附 則(令和元年12月13日 一部改正)	附 則(令和元年12月13日 一部改正)
本公示は、令和元年12月13日以降適用する。	本公示は、令和元年12月13日以降適用する。
附 則(令和2年11月25日 一部改正)	附 則(令和2年11月25日 一部改正)
本公示は、令和2年11月25日以降適用する。	本公示は、令和2年11月25日以降適用する。
附 則(令和3年12月24日 一部改正)	附 則(令和3年12月24日 一部改正)
本公示は、令和3年12月24日以降適用する。	本公示は、令和3年12月24日以降適用する。
附 則(令和4年10月11日 一部改正)	附 則(令和4年10月11日 一部改正)
本公示は、令和4年10月11日以降適用する。	本公示は、令和4年10月11日以降適用する。

附 則(令和5年8月18日 一部改正) 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。

附 則(令和5年9月8日 一部改正) 本公示は、令和5年9月8日以降適用する。

附 則(令和5年10月20日 一部改正) 本公示は、令和5年10月20日以降適用する。

附 則(令和5年11月2日 一部改正) 本公示は、令和5年11月2日以降適用する。

附 則(令和6年2月9日 一部改正) 本公示は、令和6年2月9日以降適用する。

附 則(令和6年3月8日 一部改正) 本公示は、令和6年3月8日以降適用する。

(別添) 運賃適用地域 営業区域 初乗距離 初乗距離を短縮する 場合の距離 |特別区・武三地区 |特別区・武三交通圏 1.096km 加算距離1回分を控 除した距離 多塺地区 1.091km 加算距離1回分を控 北多摩交通圏 除した距離 南多摩交诵圏 1. 091km 加算距離1回分を控 除した距離 西多摩交通圏 1. 091km 加算距離1回分を控 島しょ地区 島しょ区域 2 km 京浜交通圏 京浜地区 1. 091km 県央交通圏 相模・鎌倉地区 1. 091km 湘南交通圏 1. 091km 1. 17 km 加算距離2回分を控 小田原地区 小田原交通圏 除した距離 埼玉県A地区 県南中央交通圏 1. 121km 県南東部交通圏 1. 121km 県南西部交通圏 1. 121km 埼玉県B地区 県北交通圏 1. 031km 秩父交通圏 0 3 1 km

附 則(令和5年2月9日 一部改正) 本公示は、令和5年2月9日以降適用する。

附 則(令和5年8月18日 一部改正) 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。

附 則(令和5年9月8日 一部改正) 本公示は、令和5年9月8日以降適用する。

附 則(令和5年10月20日 一部改正) 本公示は、令和5年10月20日以降適用する。

附 則(令和5年11月2日 一部改正) 本公示は、令和5年11月2日以降適用する。

附 則(令和6年2月9日 一部改正) 本公示は、令和6年2月9日以降適用する。

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する
			場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 096km	
			除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	1. 091km	加算距離1回分を控
			除した距離
	南多摩交通圏	1. 091km	加算距離1回分を控
			除した距離
	西多摩交通圏	1. 091km	加算距離1回分を控
			除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	_
京浜地区	京浜交通圏	1. 091km	_
相模・鎌倉地区	県央交通圏	1. 091km	_
	湘南交通圏	1. 091km	_
小田原地区	小田原交通圏	1. 17 km	加算距離2回分を控
			除した距離
埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 121km	_
	県南東部交通圏	1. 121km	
	県南西部交通圏	1. 121km	
埼玉県B地区	県北交通圏	1. 031km	
	秩父交通圏	1. 031km	_

	古る立体圏	۱	0 - 7		ᆝᇷᅉᄠᇓᇰᄝᄼᅔᅝᆡ
群馬県A地区	東毛交通圏	١.	35/	k m	加算距離2回分を控
		_			除した距離
	中・西毛交通圏	1.	3 5 7	k m	加算距離2回分を控
					除した距離
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.	2 1 9	k m	加算距離2回分を控
					除した距離
	渋川・吾妻交通圏	1.	2 1 9	k m	加算距離2回分を控
					除した距離
千葉県A地区	京葉交通圏	1.	155	k m	_
	東葛交通圏	1.		k m	_
	千葉交通圏	1.	155	k m	加算距離4回分を控
					除した距離
	北総交通圏	1.	155	k m	_
千葉県B地区	東総交通圏	1.	155	k m	_
	山武・東金交通圏	1.	155	k m	_
	市原交通圏	1.	155	k m	加算距離4回分を控
					除した距離
	外房交通圏	1.	155	k m	_
	南房交通圏	1.	155	k m	_
茨城県地区	茨城県全域		1. 1	k m	_
栃木県地区	栃木県全域		1	k m	_
山梨県A地区	甲府交通圏		1. 2	k m	加算距離2回分を控
					除した距離
	東八・東山交通圏		1. 2	k m	加算距離2回分を控
	XX X X X X X X X X X X X X X X X X X X				除した距離
	峡西交诵圏		1 2	k m	加算距離2回分を控
	外口人巡出				除した距離
	峡北交通圏		1. 2	k m	加算距離2回分を控
	スルへ巡回				除した距離
山梨県B地区	峡南交通圏		1 2	k m	
	東部・富士北麓交通圏		1. 2	k m	_
	不即 田工礼庭入地回		· · · <u>~</u>	13 111	

群馬県A地区	東毛交通圏	1. 357km 加算距	
		除した	<u> </u>
	中・西毛交通圏	1. 357km 加算距	離2回分を控
		除した	距離
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1. 219km 加算距	離2回分を控
F1 1137/14 = 137		除した	距離
	渋川・吾妻交通圏	1. 219km 加算距	離2回分を控
		除した	距離
千葉県 A 地区	京葉交通圏	1. 155km	_
	東葛交通圏	1. 155km	
	千葉交通圏		離4回分を控
		除した	距離
	北総交通圏	1. 155km	
千葉県B地区	東総交通圏	1. 155km	_
	山武・東金交通圏	1. 155km	_
	市原交通圏		雛4回分を控
	11 /// 22	除した	
	外房交通圏	1. 155km	_
	南房交通圏	1. 155km	
茨城県地区	茨城県全域	1. 1 km	_
栃木県地区	栃木県全域	1 k m	_
山梨県A地区	甲府交诵圏	<u>1.8km</u> 加算距	離2回分を控
	1	除した	
	東八・東山交诵圏		難2回分を控
		<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	お離りない
	峡西交诵圏	<u>1.8km</u> 加算距	難2回分を控
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	除した	
	峡北交通圏	<u>1.8km</u> 加算距	<u> </u>
	八元 四	除した	
山梨県B地区	峡南交通圏	1. 2 km	—— FF 1.31g
	東部・富士北麓交通圏	1. 2 km	_
	12765 田上1260人四日	=	

	(別紙)
改正	現行
公 示	公 示
一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る	一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について	初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について
平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。	平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。
平成14年4月24日	平成14年4月24日
関東運輸局長 上子道雄	関東運輸局長 上子道雄
附 則	附 則
本公示は、平成14年4月24日以降実施する。	本公示は、平成14年4月24日以降実施する。
附 則(平成26年2月28日 一部改正)	附 則(平成26年2月28日 一部改正)
本公示は、平成26年4月1日以降適用する。	本公示は、平成26年4月1日以降適用する。
附 則(平成28年12月20日 一部改正)	附 則(平成28年12月20日 一部改正)
本公示は、平成28年12月20日以降適用する。	本公示は、平成28年12月20日以降適用する。
附 則(平成31年4月11日 一部改正)	附 則(平成31年4月11日 一部改正)
本公示は、平成31年4月11日以降適用する。	本公示は、平成31年4月11日以降適用する。
附 則(令和元年12月13日 一部改正)	附 則(令和元年12月13日 一部改正)
本公示は、令和元年12月13日以降適用する。	本公示は、令和元年12月13日以降適用する。
附 則(令和2年11月25日 一部改正)	附 則(令和2年11月25日 一部改正)
本公示は、令和2年11月25日以降適用する。	本公示は、令和2年11月25日以降適用する。
附 則(令和3年12月24日 一部改正)	附 則(令和3年12月24日 一部改正)
本公示は、令和3年12月24日以降適用する。	本公示は、令和3年12月24日以降適用する。
附 則(令和4年10月11日 一部改正)	附 則(令和4年10月11日 一部改正)
本公示は、令和4年10月11日以降適用する。	本公示は、令和4年10月11日以降適用する。

附 則(令和5年8月18日 一部改正) 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。

附 則(令和5年9月8日 一部改正) 本公示は、令和5年9月8日以降適用する。

附 則(令和5年10月20日 一部改正) 本公示は、令和5年10月20日以降適用する。

附 則(令和5年11月2日 一部改正) 本公示は、令和5年11月2日以降適用する。

附 則(令和6年2月9日 一部改正) 本公示は、令和6年2月9日以降適用する。

沼田·利根交通圏

|渋川・吾妻交通圏

営業区域

運賃適用地域

群馬県B地区

場合の距離 |特別区・武三地区 |特別区・武三交通圏 1.096km 加算距離1回分を控 除した距離 1. 091 km 加算距離1回分を控 多座地区 北多摩交诵圏 除した距離 南多摩交通圏 1.091km 加算距離1回分を控 除した距離 西多摩交通圏 1.091km 加算距離1回分を控 除した距離 島しょ地区 島しょ区域 2 k m 京浜交通圏 京浜地区 1. 091km 相模·鎌倉地区 県央交通圏 0 9 1 km 湘南交通圏 091km 17 km 加算距離2回分を控 小田原地区 小田原交通圏 除した距離 埼玉県A地区 県南中央交通圏 1. 121km 県南東部交通圏 1. 121km 県南西部交通圏 1. 121km 埼玉県B地区 県北交通圏 1. 031km 秩父交通圏 1. 031km 群馬県A地区 1. 357km 加算距離2回分を控 東毛交通圏 除した距離 1. 357km 加算距離2回分を控 中·西毛交通圏

初乗距離

附 則(令和5年2月9日 一部改正) 本公示は、令和5年2月9日以降適用する。

附 則(令和5年8月18日 一部改正) 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。

附 則(令和5年9月8日 一部改正) 本公示は、令和5年9月8日以降適用する。

附 則(令和5年10月20日 一部改正) 本公示は、令和5年10月20日以降適用する。

附 則(令和5年11月2日 一部改正) 本公示は、令和5年11月2日以降適用する。

(別添) 運賃適用地域 営業区域 初乗距離 初乗距離を短縮する 場合の距離 特別区・武三地区 特別区・武三交通圏 1. 096km 加算距離1回分を控 除した距離 1 091 km 加算距離1回分を控 多座地区 北多摩交通圏 除した距離 南多摩交通圏 1.091km 加算距離1回分を控 除した距離 西多摩交通圏 1.091km 加算距離1回分を控 除した距離 島しょ地区 島しょ区域 2 km 京浜地区 京浜交通圏 1. 091km 相模 • 鎌倉地区 県央交通圏 091km 湘南交通圏 091km 小田原交通圏 小田原地区 1.8km 加算距離2回分を控 除した距離 埼玉県A地区 県南中央交通圏 121km 県南東部交通圏 1. 121km 県南西部交通圏 1. 121km 県北交通圏 埼玉県B地区 1. 031km 秩父交诵圏 1 0 3 1 km 群馬県A地区 東毛交通圏 1. 357 km 加算距離2回分を控 除した距離 中·西毛交诵圏 1. 357km 加算距離2回分を控 除した距離 群馬県B地区 沼田・利根交通圏 1. 219 km 加算距離2回分を控 除した距離 |渋川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控

(別添)

初乗距離を短縮する

除した距離

除した距離

219 km 加算距離2回分を控

1.219 km 加算距離2回分を控

İ	1		除上 +- 55 故
2 # B . W.E			除した距離
千葉県 A 地区	京葉交通圏	1. 155km	_
	東葛交通圏	1. 155km	
	千葉交通圏	1. 155km	加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	1. 155km	
千葉県B地区	東総交通圏	1. 155km	_
	山武・東金交通圏	1. 155km	_
	市原交通圏	1. 155km	加算距離4回分を控 除した距離
	外房交通圏	1. 155km	_
	南房交通圏	1. 155km	_
茨城県地区	茨城県全域	1. 1 km	_
栃木県地区	栃木県全域	1 k m	_
山梨県A地区	甲府交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
	東八・東山交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
	峡西交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
	峡北交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
山梨県B地区	峡南交通圏	1. 2 km	_
	東部・富士北麓交通圏	1. 2 km	_

		除した距離
千葉県A地区	京葉交通圏	1. 155 km —
	東葛交通圏	1. 155 km —
	千葉交通圏	1. 155km 加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	1. 155 km —
千葉県B地区	東総交通圏	1. 155 km —
	山武・東金交通圏	1. 155 km —
	市原交通圏	1. 155km 加算距離4回分を控 除した距離
	外房交通圏	1. 155km —
	南房交通圏	1. 155 km —
茨城県地区	茨城県全域	1. 1 km —
栃木県地区	栃木県全域	1 k m —
山梨県A地区	甲府交通圏	1.8 k m 加算距離2回分を控 除した距離
	東八・東山交通圏	1.8 km 加算距離2回分を控 除した距離
	峡西交通圏	1.8 km 加算距離2回分を控除した距離
	峡北交通圏	1.8km 加算距離2回分を控 除した距離
山梨県B地区	峡南交通圏	1. 2 km —
	東部・富士北麓交通圏	1. 2 km —

	(別紙)
改正	現行
公 示	公 示
一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る	一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について	初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について
平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。	平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。
平成14年4月24日	平成14年4月24日
関東運輸局長 上子道雄	関東運輸局長 上子道雄
附 則	附 則
本公示は、平成14年4月24日以降実施する。	本公示は、平成14年4月24日以降実施する。
附 則(平成26年2月28日 一部改正)	附 則(平成26年2月28日 一部改正)
本公示は、平成26年4月1日以降適用する。	本公示は、平成26年4月1日以降適用する。
附 則(平成28年12月20日 一部改正)	附 則(平成28年12月20日 一部改正)
本公示は、平成28年12月20日以降適用する。	本公示は、平成28年12月20日以降適用する。
附 則(平成31年4月11日 一部改正)	附 則(平成31年4月11日 一部改正)
本公示は、平成31年4月11日以降適用する。	本公示は、平成31年4月11日以降適用する。
附 則(令和元年12月13日 一部改正)	附 則(令和元年12月13日 一部改正)
本公示は、令和元年12月13日以降適用する。	本公示は、令和元年12月13日以降適用する。
附 則(令和2年11月25日 一部改正)	附 則(令和2年11月25日 一部改正)
本公示は、令和2年11月25日以降適用する。	本公示は、令和2年11月25日以降適用する。
附 則(令和3年12月24日 一部改正)	附 則(令和3年12月24日 一部改正)
本公示は、令和3年12月24日以降適用する。	本公示は、令和3年12月24日以降適用する。
附 則(令和4年10月11日 一部改正)	附 則(令和4年10月11日 一部改正)
本公示は、令和4年10月11日以降適用する。	本公示は、令和4年10月11日以降適用する。

附 則(令和5年8月18日 一部改正) 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。

附 則(令和5年9月8日 一部改正) 本公示は、令和5年9月8日以降適用する。

附 則(令和5年10月20日 一部改正) 本公示は、令和5年10月20日以降適用する。

附 則(令和5年11月2日 一部改正) 本公示は、令和5年11月2日以降適用する。

適用地域 営業区域 初乗距離 初乗距離を

			(別 <i>添)</i>
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する 場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 096 km	
多摩地区	北多摩交通圏	1. 091km	加算距離1回分を控 除した距離
	南多摩交通圏	1. 091km	加算距離1回分を控 除した距離
	西多摩交通圏	1. 091km	
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	_
京浜地区	京浜交通圏	1. 091km	_
相模·鎌倉地区	県央交通圏	1. 091km	_
	湘南交通圏	1. 091km	_
小田原地区	小田原交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 121km	_
	県南東部交通圏	1. 121km	_
	県南西部交通圏	1. 121km	_
埼玉県B地区	県北交通圏	1. 031km	_
	秩父交通圏	1. 031km	_
群馬県A地区	東毛交通圏	1. 357 km	加算距離2回分を控 除した距離
	中・西毛交通圏	1. 357 km	加算距離2回分を控 除した距離
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1. 219 km	加算距離2回分を控 除した距離
	渋川・吾妻交通圏	1. 219 km	加算距離2回分を控 除した距離
千葉県A地区	京葉交通圏	1. 155km	<u> </u>
	東葛交通圏	1. 155km	_

附 則(令和5年2月9日 一部改正) 本公示は、令和5年2月9日以降適用する。

附 則(令和5年8月18日 一部改正) 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。

附 則(令和5年9月8日 一部改正) 本公示は、令和5年9月8日以降適用する。

附 則(令和5年10月20日 一部改正) 本公示は、令和5年10月20日以降適用する。

(別添)

運賃適用地域 営業区域 初乗距離 初乗距離 初乗距離 初乗距離を短縮する場合の距離 場合の距離 場合の距離 別算距離 1回分を控除した距離 加算距離 1回分を控除した距離 加算距離 1回分を控除した距離 加算距離 1回分を控除した距離 加算距離 1回分を控除した距離 加算距離 1回分を控除した距離 回分を控除した距離 回分を控度した距離 回分を控度した距離 回分を控度した距離 回分を控度した距離 日京浜交通圏 1.091km 一				(<i>別添)</i> _
特別区・武三地区 特別区・武三交通圏 1.096km 加算距離1回分を控除した距離 (以上、距離 (以上、距離 (以上、距離 (以上、距離 (以上、上距離 (以上、上))) (以上、上距離 (以上、上)) (以上、上)) (以上、上) (以上、上)) (以上、上) (以上、上)) (以上、上) (以上、上)) (以上、上) (以上、上) (以上、上)) (以上、上) (以上、上)) (以上、上) (以上、上)) (以上、上) (以上、上)) (以上、上) (以上、上)) (以上、上) (以上、上)) (以上、上)) (以上、上)) (以上、上) (以上、上)) (以上)) (以上、上)) (以上、上)	運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する 場合の距離
お摩地区 北多摩交通圏 1.091km 加算距離1回分を控除した距離 加算距離1回分を控除した距離 加算距離1回分を控除した距離 加算距離1回分を控除した距離 加算距離1回分を控除した距離 内算距離1回分を控除した距離 回分を控除した距離 回分を控除した距離 回分を控除した距離 回分を控除した距離 回分を控除した距離 回分を控除した距離 回分を控除した距離 回分を控除した距離 ローーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 096km	加算距離1回分を控
南多摩交通圏 1.091km 加算距離1回分を控除した距離 西多摩交通圏 1.091km 加算距離1回分を控除した距離 島しよ地区 2km — 京浜地区 1.091km — 相模・鎌倉地区 1.091km — 湘南交通圏 1.091km — 小田原交通圏 1.091km — 小田原交通圏 1.121km — 場高東部交通圏 1.121km — 場高東部交通圏 1.121km — 場下県日地区 1.031km — 群馬県A地区 東毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 中・西毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 下・西毛交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.155km —	多摩地区	北多摩交通圏	1. 091km	加算距離1回分を控
島しよ地区 島しよ区域 2 km 一 京浜交通圏 1.091km 一 相模・鎌倉地区 県央交通圏 1.091km 一 湘南交通圏 1.091km 一 州田原地区 小田原交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 埼玉県A地区 県南中央交通圏 1.121km 一 県南東部交通圏 1.121km 一 埼玉県B地区 1.031km 一 株父交通圏 1.031km 一 株父交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 中・西毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 井馬県B地区 沼田・利根交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 ・大正郎離 ・大正郎離 ・大正郎離 ・大正郎離 ・大正郎離 ・大正郎離 ・大正郎離 ・大正郎離 ・大正郎		南多摩交通圏	1. 091km	加算距離1回分を控
京浜地区 京浜交通圏 1.091km 一 相模・鎌倉地区 県央交通圏 1.091km 一 湘南交通圏 1.091km 一 小田原地区 小田原交通圏 1.8km 一 埼玉県A地区 県南中央交通圏 1.121km 一 県南東部交通圏 1.121km 一 県南西部交通圏 1.121km 一 株文交通圏 1.031km 一 群馬県A地区 東毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 中・西毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 ボ川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 ボ川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 ボ川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 ボ川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 ボーー カー		西多摩交通圏	1. 091km	加算距離1回分を控 除した距離
京浜地区 京浜交通圏 1.091km 一 相模・鎌倉地区 県央交通圏 1.091km 一 湘南交通圏 1.091km 一 小田原地区 小田原交通圏 1.8km 一 埼玉県A地区 県南中央交通圏 1.121km 一 県南東部交通圏 1.121km 一 県南西部交通圏 1.121km 一 株文交通圏 1.031km 一 群馬県A地区 東毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 中・西毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 ボ川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 ボ川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 ボ川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 ボ川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 ボーー カー	島しょ地区	島しょ区域	2 k m	_
相模・鎌倉地区 県央交通圏		京浜交通圏		_
湘南交通圏 1.091km 一 小田原交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 埼玉県A地区 県南中央交通圏 1.121km 一 県南東部交通圏 1.121km 一 県南西部交通圏 1.121km 一 場北交通圏 1.031km 一 群馬県A地区 東毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 中・西毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 群馬県B地区 沼田・利根交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 六川・吾妻交通圏 1.155km 一	相模・鎌倉地区			_
小田原地区 小田原交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 埼玉県A地区 県南中央交通圏 1.121km — 県南東部交通圏 1.121km — 県南西部交通圏 1.121km — 場北交通圏 1.031km — 群馬県A地区 東毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 中・西毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 群馬県B地区 沼田・利根交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 六川・吾妻交通圏 1.155km —			1. 091km	_
埼玉県A地区 県南中央交通圏	小田原地区			
県南西部交通圏 1.121km 埼玉県B地区 県北交通圏 秩父交通圏 1.031km 群馬県A地区 東毛交通圏 中・西毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 中・西毛交通圏 1.357km 群馬県B地区 沼田・利根交通圏 お田・利根交通圏 1.219km ボ川・吾妻交通圏 1.219km が川・吾妻交通圏 1.155km	埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 121km	_
県南西部交通圏 1.121km 埼玉県B地区 県北交通圏 秩父交通圏 1.031km 群馬県A地区 東毛交通圏 中・西毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 中・西毛交通圏 1.357km 群馬県B地区 沼田・利根交通圏 お田・利根交通圏 1.219km ボ川・吾妻交通圏 1.219km が川・吾妻交通圏 1.155km	=:	県南東部交通圏	1. 121km	_
埼玉県B地区 県北交通圏 秩父交通圏 1.031km — 群馬県A地区 東毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 中・西毛交通圏 1.357km 加算距離2回分を控除した距離 群馬県B地区 沼田・利根交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.219km 加算距離2回分を控除した距離 千葉県A地区 京葉交通圏 1.155km —		県南西部交通圏		_
群馬県A地区東毛交通圏1.357km加算距離2回分を控除した距離中・西毛交通圏1.357km加算距離2回分を控除した距離群馬県B地区沼田・利根交通圏1.219km加算距離2回分を控除した距離渋川・吾妻交通圏1.219km加算距離2回分を控除した距離千葉県A地区京葉交通圏1.155km一	埼玉県B地区	県北交通圏	1. 031km	_
除した距離中・西毛交通圏1.357km加算距離2回分を控除した距離群馬県B地区沼田・利根交通圏1.219km加算距離2回分を控除した距離渋川・吾妻交通圏1.219km加算距離2回分を控除した距離千葉県A地区京葉交通圏1.155km—		秩父交通圏	1. 031km	_
群馬県B地区沼田・利根交通圏1.219km加算距離2回分を控除した距離渋川・吾妻交通圏1.219km加算距離2回分を控除した距離千葉県A地区京葉交通圏1.155km	群馬県A地区			除した距離
渋川・吾妻交通圏1.219km加算距離2回分を控除した距離千葉県A地区京葉交通圏1.155km—			1. 357 km	除した距離
「株理学園」 「株理学園」 「大葉県A地区」 「京葉交通圏」 1. 155km 1. 155km	群馬県B地区	•	1. 2 · 6 · km	加算距離2回分を控 除した距離
			1. 219 km	
東葛交通圏 1.155km —	千葉県 A 地区			_
		東葛交通圏	1. 155 km	_

(別沃)

	千葉交通圏	1.	1 5	5	k m	加算距離4回分を控除した距離
	北総交通圏	1.	1 5	5	k m	_
千葉県B地区	東総交通圏	1.	1 5		k m	_
	山武・東金交通圏	1.	15	5	k m	_
	市原交通圏	1.	1 5	5	k m	加算距離4回分を控 除した距離
	外房交通圏	1.	1 5	5	k m	<u> </u>
	南房交通圏	1.	1 5	5	k m	_
茨城県地区	茨城県全域		1.	1	k m	_
栃木県地区	栃木県全域			1	k m	_
山梨県A地区	甲府交通圏		1.	8	k m	加算距離2回分を控 除した距離
	東八・東山交通圏		1.	8	k m	加算距離2回分を控 除した距離
	峡西交通圏		1.	8	k m	加算距離2回分を控 除した距離
	峡北交通圏		1.	8	k m	加算距離2回分を控 除した距離
山梨県B地区	峡南交通圏		1.	2	k m	_
	東部・富士北麓交通圏		1.		k m	_

	千葉交通圏	1.	1	5 5	km	加算距離4回分を控
						除した距離
	北総交通圏	1.	1	5 5	km	_
千葉県B地区	東総交通圏	1.	1	5 5	km	_
	山武・東金交通圏	1.	1	5 5	km	_
	市原交通圏	1.	1	5 5	km	加算距離4回分を控
						除した距離
	外房交通圏	1.			<u>k m</u>	
	南房交通圏	1.	1	5 5	km	_
茨城県地区	茨城県全域		1.	1	k m	_
栃木県地区	栃木県全域		1.	1	k m	_
山梨県A地区	甲府交通圏		1.	8	k m	加算距離2回分を控
						除した距離
	東八・東山交通圏		1.	8	k m	
						除した距離
	峡西交通圏		1.	8	k m	
						除した距離
	峡北交通圏		1.	8	k m	加算距離2回分を控
						除した距離
山梨県B地区	峡南交通圏		1.	2	km	_
	東部・富士北麓交通圏		1.		km	

	(別紙)
改正	現行
公 示	公 示
一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る	一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について	初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について
平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。	平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。
平成14年4月24日	平成 1 4 年 4 月 2 4 日
関東運輸局長 上子道雄	関東運輸局長 上子道雄
附 則	附 則
本公示は、平成14年4月24日以降実施する。	本公示は、平成14年4月24日以降実施する。
附 則(平成26年2月28日 一部改正)	附 則(平成26年2月28日 一部改正)
本公示は、平成26年4月1日以降適用する。	本公示は、平成26年4月1日以降適用する。
附 則(平成28年12月20日 一部改正)	附 則(平成28年12月20日 一部改正)
本公示は、平成28年12月20日以降適用する。	本公示は、平成28年12月20日以降適用する。
附 則(平成31年4月11日 一部改正)	附 則(平成31年4月11日 一部改正)
本公示は、平成31年4月11日以降適用する。	本公示は、平成31年4月11日以降適用する。
附 則(令和元年12月13日 一部改正)	附 則(令和元年12月13日 一部改正)
本公示は、令和元年12月13日以降適用する。	本公示は、令和元年12月13日以降適用する。
附 則(令和2年11月25日 一部改正)	附 則(令和2年11月25日 一部改正)
本公示は、令和2年11月25日以降適用する。	本公示は、令和2年11月25日以降適用する。
附 則(令和3年12月24日 一部改正)	附 則(令和3年12月24日 一部改正)
本公示は、令和3年12月24日以降適用する。	本公示は、令和3年12月24日以降適用する。
附 則(令和4年10月11日 一部改正)	附 則(令和4年10月11日 一部改正)
本公示は、令和4年10月11日以降適用する。	本公示は、令和4年10月11日以降適用する。

附 則(令和5年8月18日 一部改正) 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。

附 則(令和5年9月8日 一部改正) 本公示は、令和5年9月8日以降適用する。

<u>附 則(令和5年10月20日 一部改正)</u> 本公示は、令和5年10月20日以降適用する。

(別添) 運賃適用地域 営業区域 初乗距離 初乗距離を短縮する 場合の距離 1. 096 km 加算距離1回分を控 |特別区・武三地区|特別区・武三交通圏 除した距離 091km 加算距離1回分を控 多摩地区 北多摩交通圏 除した距離 南多摩交诵圏 1. 091km 加算距離1回分を控 除した距離 1. 091km 加算距離1回分を控 西多摩交通圏 除した距離 島しょ地区 島しょ区域 2 km 京浜交通圏 京浜地区 091km 相模・鎌倉地区 県央交通圏 091km 湘南交通圏 091km 1.8km 加算距離2回分を控 小田原地区 小田原交通圏 除した距離 埼玉県A地区 県南中央交通圏 1. 121km 県南東部交通圏 121km 県南西部交通圏 121km _ 県北交通圏 埼玉県B地区 0 3 1 km 秩父交通圏 0 3 1 km 群馬県A地区 東毛交通圏 1. 357km 加算距離2回分を控 除した距離 中·西毛交通圏 1. 357 km 加算距離2回分を控 除した距離 群馬県B地区 沼田・利根交通圏 1. 219 km 加算距離2回分を控 除した距離 1. 219 km 加算距離2回分を控 渋川・吾妻交通圏 除した距離 千葉県A地区 京葉交通圏 155 km 東葛交通圏 1. 155 km 千葉交通圏 155km 加算距離4回分を控 除した距離 北総交通圏 155 km

附 則(令和5年2月9日 一部改正) 本公示は、令和5年2月9日以降適用する。

附 則(令和5年8月18日 一部改正) 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。

附 則(令和5年9月8日 一部改正) 本公示は、令和5年9月8日以降適用する。

			(別 <i>添)</i>
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する 場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 096 km	加算距離1回分を控 除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
	南多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
	西多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	_
京浜地区	京浜交通圏	1. 2 km	_
相模 • 鎌倉地区	県央交通圏	1. 2 km	_
	湘南交通圏	1. 2 km	_
小田原地区	小田原交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 23 km	_
	県南東部交通圏	1. 23 km	_
	県南西部交通圏	1. 23 km	_
埼玉県B地区	県北交通圏	1. 47 km	_
	秩父交通圏	1. 47 km	_
群馬県A地区	東毛交通圏	1. 357 km	加算距離2回分を控 除した距離
	中・西毛交通圏	1. 357 km	加算距離2回分を控 除した距離
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1. 219 km	加算距離2回分を控 除した距離
	渋川・吾妻交通圏	1. 219 km	加算距離2回分を控 除した距離
千葉県A地区	京葉交通圏	1. 27 km	_
	東葛交通圏	1. 27 km	_
	千葉交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	1. 27 km	_

千葉県B地区	東総交通圏	1. 155km	_
	山武・東金交通圏	1. 155km	_
	市原交通圏	1. 155 km	加算距離4回分を控
			除した距離
	外房交通圏	1. 155km	_
	南房交通圏	1. 155 km	_
茨城県地区	茨城県全域	1. 1 km	_
栃木県地区	栃木県全域	1. 1 km	_
山梨県A地区	甲府交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控
			除した距離
	東八・東山交通圏	1.8 km	
			除した距離
	峡西交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控
			除した距離
	峡北交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控
			除した距離
山梨県B地区	峡南交通圏	1. 2 km	_
	東部・富士北麓交通圏	1. 2 km	_

		•	
千葉県B地区	東総交通圏	1. 27 km	_
	山武・東金交通圏	1. 27 km	_
	市原交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控
			除した距離
	外房交通圏	1. 27 km	_
	南房交通圏	1. 27 km	_
茨城県地区	茨城県全域	1. 1 km	_
栃木県地区	栃木県全域	1. 1 km	_
山梨県A地区	甲府交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控
			除した距離
	東八・東山交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控
			除した距離
	峡西交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控
			除した距離
	峡北交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控
			除した距離
山梨県B地区	峡南交通圏	1. 8 k m	_
	東部・富士北麓交通圏	1. 8 km	_

	(別紙)
改正	現行
公 示	公 示
一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る	一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について	初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について
平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。	平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。
平成14年4月24日	平成14年4月24日
関東運輸局長 上子道雄	関東運輸局長 上子道雄
附 則	附 則
本公示は、平成14年4月24日以降実施する。	本公示は、平成14年4月24日以降実施する。
附 則(平成26年2月28日 一部改正)	附 則(平成26年2月28日 一部改正)
本公示は、平成26年4月1日以降適用する。	本公示は、平成26年4月1日以降適用する。
附 則(平成28年12月20日 一部改正)	附 則(平成28年12月20日 一部改正)
本公示は、平成28年12月20日以降適用する。	本公示は、平成28年12月20日以降適用する。
附 則(平成31年4月11日 一部改正)	附 則(平成31年4月11日 一部改正)
本公示は、平成31年4月11日以降適用する。	本公示は、平成31年4月11日以降適用する。
附 則(令和元年12月13日 一部改正)	附 則(令和元年12月13日 一部改正)
本公示は、令和元年12月13日以降適用する。	本公示は、令和元年12月13日以降適用する。
附 則(令和2年11月25日 一部改正)	附 則(令和2年11月25日 一部改正)
本公示は、令和2年11月25日以降適用する。	本公示は、令和2年11月25日以降適用する。
附 則(令和3年12月24日 一部改正)	附 則(令和3年12月24日 一部改正)
本公示は、令和3年12月24日以降適用する。	本公示は、令和3年12月24日以降適用する。
附 則(令和4年10月11日 一部改正)	附 則(令和4年10月11日 一部改正)
本公示は、令和4年10月11日以降適用する。	本公示は、令和4年10月11日以降適用する。

附 則(令和5年8月18日 一部改正) 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。

附 則(令和5年9月8日 一部改正) 本公示は、令和5年9月8日以降適用する。

			(別添)
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する
			場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1.096km	
			除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控
			除した距離
	南多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控
	工名序本 洛网	4 0 1	除した距離
	西多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控
A			除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	
京浜地区	京浜交通圏	1. 2 km	
相模・鎌倉地区	県央交通圏	1. 2 km	_
北田田地田	湘南交通圏	1. 2 km	
小田原地区	小田原交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控
林工用 A 小 原	旧士士士之塔國	4 001	除した距離
埼玉県A地区	<u>県南中央交通圏</u>	1. 23 km	_
	県南東部交通圏	1. 23 km	_
+	県南西部交通圏	1. 23 km	_
埼玉県B地区	県北交通圏	1. 47 km	_
	<u> </u>	1. 47 km	
群馬県A地区	東毛交通圏	1. 357 km	加算距離2回分を控 除した距離
	中·西毛交通圏	1 0571	
	中・四七文通图	1. 357 km	加算距離2回分を控 除した距離
群馬県B地区	 沼田・利根交通圏	1. 219 km	加算距離2回分を控
付尚宗口地区	冶田・利依文理图	1. 2 1 9 KM	除した距離
	 渋川・吾妻交通圏	1. 219 km	加算距離2回分を控
		1. 2 1 9 KIII	除した距離
千葉県A地区	京葉交通圏	1. 27 km	
一米水八地區	東葛交通圏	1. 27 km	_
	千葉交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	除した距離
	北総交通圏	1. 27 km	
千葉県B地区	東総交通圏	1. 27 km	_
	山武・東金交通圏	1. 27 km	_
1			

附 則(令和5年2月9日 一部改正) 本公示は、令和5年2月9日以降適用する。

附 則(令和5年8月18日 一部改正) 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する
			場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 096km	
444			除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	1. 2 km	
	主 权 庭 立 译 图	1 0 1	除した距離
	南多摩交通圏	1. 2 km	
	 西多摩交通圏	1. 2 km	<u>除した距離</u> 加算距離1回分を控
	四夕庠文通图	I. ZKM	加昇距離「四万で控 除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	小した 単性
京浜地区	京浜交通圏	1. 2 km	_
相模・鎌倉地区	<u> </u>	1. 2 km	
	湘南交通圏	1. 2 km	_
小田原地区	小田原交通圏		加算距離2回分を控
			除した距離
埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 23 km	_
	県南東部交通圏	1. 23 km	
	県南西部交通圏	1. 23 km	_
埼玉県B地区	県北交通圏	1. 47 km	_
	秩父交通圏	1. 47 km	
群馬県A地区	東毛交通圏	<u>2 k m</u>	加算距離2回分を控
			除した距離
	中・西毛交通圏	<u>2 k m</u>	
		4 0 1	除した距離
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	<u>1.8km</u>	
	<u> </u>	1 0 1	除した距離
	渋川・吾妻交通圏	<u>1.8km</u>	加算距離2回分を控 除した距離
	 京葉交通圏	1. 27 km	
丁未乐 A 地区 	東葛交通圏	1. 27 km	
	<u>- 本名文地區</u> - 千葉交通圏	1. 27 km	
	1 未入過過	1. 2 / KIII	除した距離
	北総交通圏	1. 27 km	— —
千葉県B地区	東総交通圏	1. 27 km	_
	山武・東金交通圏	1. 27 km	_
•		•	

	市原交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控
	外房交通圏	1. 27 km	_
	南房交通圏	1. 27 km	_
茨城県地区	茨城県全域	1. 1 km	_
栃木県地区	栃木県全域	1. 1 km	_
山梨県A地区	甲府交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
	東八・東山交通圏	1. 8 km	除した距離
	峡西交通圏	1. 8 km	除した距離
	峡北交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
山梨県B地区	峡南交通圏	1.8 km	_
	東部・富士北麓交通圏	1.8 km	_

	市原交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控 除した距離
	外房交通圏	1. 27 km	_
	南房交通圏	1. 27 km	_
茨城県地区	茨城県全域	1. 1 km	_
栃木県地区	栃木県全域	1. 1 k m	_
山梨県A地区	甲府交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控除した距離
	東八・東山交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控除した距離
	峡西交通圏	1. 8 k m	加算距離2回分を控 除した距離
	峡北交通圏	1. 8 k m	加算距離2回分を控除した距離
山梨県B地区	峡南交通圏	1.8 km	_
	東部・富士北麓交通圏	1. 8 km	_

	(別紙)
改正	現行
公 示	公 示
一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る	一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について	初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について
平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。	平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。
平成14年4月24日	平成 1 4 年 4 月 2 4 日
関東運輸局長 上子道雄	関東運輸局長 上子道雄
附 則	附 則
本公示は、平成14年4月24日以降実施する。	本公示は、平成14年4月24日以降実施する。
附 則(平成26年2月28日 一部改正)	附 則(平成26年2月28日 一部改正)
本公示は、平成26年4月1日以降適用する。	本公示は、平成26年4月1日以降適用する。
附 則(平成28年12月20日 一部改正)	附 則(平成28年12月20日 一部改正)
本公示は、平成28年12月20日以降適用する。	本公示は、平成28年12月20日以降適用する。
附 則(平成31年4月11日 一部改正)	附 則(平成31年4月11日 一部改正)
本公示は、平成31年4月11日以降適用する。	本公示は、平成31年4月11日以降適用する。
附 則(令和元年12月13日 一部改正)	附 則(令和元年12月13日 一部改正)
本公示は、令和元年12月13日以降適用する。	本公示は、令和元年12月13日以降適用する。
附 則(令和2年11月25日 一部改正)	附 則(令和2年11月25日 一部改正)
本公示は、令和2年11月25日以降適用する。	本公示は、令和2年11月25日以降適用する。
附 則(令和3年12月24日 一部改正)	附 則(令和3年12月24日 一部改正)
本公示は、令和3年12月24日以降適用する。	本公示は、令和3年12月24日以降適用する。
附 則(令和4年10月11日 一部改正)	附 則(令和4年10月11日 一部改正)
本公示は、令和4年10月11日以降適用する。	本公示は、令和4年10月11日以降適用する。

<u>附 則(令和5年8月18日 一部改正)</u> 本公示は、令和5年8月18日以降適用する。

外房交通圏

運賃適用地域 営業区域 初乗距離 初乗距離を短縮する 場合の距離 1. 096km 加算距離1回分を控 特別区・武三地区特別区・武三交通圏 除した距離 多塺地区 北多摩交通圏 1.2 km 加算距離1回分を控 除した距離 南多摩交通圏 1.2 km 加算距離1回分を控 除した距離 西多摩交诵圏 1. 2 km 加算距離1回分を控 除した距離 島しょ地区 島しょ区域 2 k m 京浜地区 京浜交通圏 1. 2 km 県央交通圏 相模·鎌倉地区 1. 2 km 湘南交通圏 1. 2 km 1.8 km 加算距離2回分を控 小田原地区 小田原交通圏 除した距離 県南中央交通圏 埼玉県A地区 1. 23 km 県南東部交通圏 1. 23 km 県南西部交通圏 1. 23 km 埼玉県B地区 県北交通圏 1. 47 km 秩父交通圏 4 7 km 群馬県A地区 東毛交通圏 2km 加算距離2回分を控 除した距離 中·西毛交诵圏 2 km 加算距離2回分を控 除した距離 群馬県B地区 沼田・利根交通圏 1.8 km 加算距離2回分を控 除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.8 km 加算距離2回分を控 除した距離 千葉県A地区 京葉交通圏 1. 27 km 東葛交通圏 1. 27 km 千葉交通圏 1. 27 km 加算距離4回分を控 除した距離 北総交通圏 1. 27 km 千葉県B地区 東総交通圏 1. 27 km 山武・東金交通圏 1. 27 km 市原交通圏 1. 27km 加算距離4回分を控 除した距離

1. 27 km

附 則(令和5年2月9日 一部改正) 本公示は、令和5年2月9日以降適用する。

			(別添)
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する 場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 096km	加算距離1回分を控 除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
	南多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
	西多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	_
京浜地区	京浜交通圏	1. 2 km	_
相模・鎌倉地区	県央交通圏	1. 2 km	_
	湘南交通圏	1. 2 km	_
小田原地区	小田原交通圏		加算距離2回分を控 除した距離
埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 23 km	_
	県南東部交通圏	1. 23 km	_
	県南西部交通圏	1. 23 km	_
埼玉県B地区	県北交通圏	1. 47 km	_
	秩父交通圏	1. 47 km	_
群馬県A地区	東毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控 除した距離
	中・西毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1. 8 km	除した距離 加算距離2回分を控 除した距離
	渋川・吾妻交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
千葉県A地区	京葉交通圏	1. 27 km	_
	東葛交通圏	1. 27 km	_
	千葉交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	1. 27 km	_
千葉県B地区	東総交通圏	1. 27 km	_
	山武・東金交通圏	1. 27 km	_
	市原交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控除した距離
	外房交通圏	1. 27 km	

	南房交通圏	1. 27 km	_
茨城県地区	茨城県全域	1. 1 km	_
栃木県地区	栃木県全域	1. 1 km	_
山梨県A地区	甲府交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控
			除した距離
	東八・東山交通圏	1.8 km	
			除した距離
	峡西交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控
			除した距離
	峡北交通圏	1. 8 km	
			除した距離
山梨県B地区	峡南交通圏	1.8 km	_
	東部・富士北麓交通圏	1.8 km	_

南房交通圏	1. 27 km	_
茨城県全域	2 k m	_
	1. 1 km	_
甲府交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控
		除した距離
東八・東山交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控
		除した距離
峡西交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控
		除した距離
峡北交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控
		除した距離
峡南交通圏	1.8 km	_
東部・富士北麓交通圏	1.8 km	_
	茨城県全域 栃木県全域 甲府交通圏 東八・東山交通圏 峡西交通圏 峡北交通圏	茨城県全域 2 km 栃木県全域 1. 1 km 甲府交通圏 1. 8 km 東八・東山交通圏 1. 8 km 峡西交通圏 1. 8 km 峡北交通圏 1. 8 km 峡南交通圏 1. 8 km

改正 現行 公 示 公 示 一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る 一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について 平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金 平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金 に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。 平成14年4月24日 平成14年4月24日 関東運輸局長 上子道雄 関東運輸局長 上子道雄 本公示は、平成14年4月24日以降実施する。 本公示は、平成14年4月24日以降実施する。 附 則(平成26年2月28日 一部改正) 附 則(平成26年2月28日 一部改正) 本公示は、平成26年4月1日以降適用する。 本公示は、平成26年4月1日以降適用する。 附 則(平成28年12月20日 一部改正) 附 則(平成28年12月20日 一部改正) 本公示は、平成28年12月20日以降適用する。 本公示は、平成28年12月20日以降適用する。 附 則(平成31年4月11日 一部改正) 附 則(平成31年4月11日 一部改正) 本公示は、平成31年4月11日以降適用する。 本公示は、平成31年4月11日以降適用する。 附 則(令和元年12月13日 一部改正) 附 則(令和元年12月13日 一部改正) 本公示は、令和元年12月13日以降適用する。 本公示は、令和元年12月13日以降適用する。 附 則(令和2年11月25日 一部改正) 附 則(令和2年11月25日 一部改正) 本公示は、令和2年11月25日以降適用する。 本公示は、令和2年11月25日以降適用する。 附 則(令和3年12月24日 一部改正) 附 則(令和3年12月24日 一部改正) 本公示は、令和3年12月24日以降適用する。 本公示は、令和3年12月24日以降適用する。 附 則(令和4年10月11日 一部改正) 附 則(令和4年10月11日 一部改正) 本公示は、令和4年10月11日以降適用する。

本公示は、令和4年10月11日以降適用する。

(別添)

			(別添)
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮 する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 096 km	加算距離1回分を 控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を 控除した距離
	南多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を 控除した距離
	西多摩交通圏	1. 2 km	加算距離 1 回分を 控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	_
京浜地区	京浜交通圏	1. 2 km	
相模・鎌倉地区	県央交通圏	1. 2 km	_
	湘南交通圏	1. 2 km	_
小田原地区	小田原交通圏	1.8 km	加算距離2回分を 控除した距離
埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 23 km	_
	県南東部交通圏	1. 23 km	_
	県南西部交通圏	1. 23 km	_
埼玉県B地区	県北交通圏	1. 47 km	_
	秩父交通圏	1. 47 km	_
群馬県A地区	東毛交通圏	2 k m	控除した距離
	中・西毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を 控除した距離
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.8 km	加算距離2回分を <u>控除した距離</u> 加算距離2回分を
	渋川・吾妻交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を <u>控除した距離</u>
千葉県A地区	京葉交通圏	1. 27 km	
	東葛交通圏	1. 27 km	
	千葉交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を 控除した距離
	北総交通圏	1. 27 km	_
千葉県B地区	東総交通圏	1. 27 km	_
100 to 40 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	山武・東金交通圏	1. 27 km	_
	市原交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を 控除した距離
	外房交通圏	1. 27 km	_
	南房交通圏	1. 27 km	_
茨城県地区	茨城県全域	2 k m	_
栃木県地区	栃木県全域	1. 1 km	_
	And the second s		

運賃適用地域 営業区域 初乗距離	海传外四周	316 AHC FT 1-15	1= = nr +#	(別添)
特別区・武三・区 特別区・武三・交通圏 1.096km 加算距離1回分を控除した距離加算距離1回分を控除した距離加算距離1回分を控除した距離加算距離1回分を控除した距離加算距離1回分を控除した距離加算距離1回分を控除した距離加算距離1回分を控除した距離加算距離1回分を控除した距離加算距離2回分を控除した距離加度通圏 1.2km 一 内田原地区 息しよ区域 2km 2km 一 相模・鎌倉地区 加度交通圏 1.2km 1.2km 一 内田原地区 加度交通圏 1.2km 1.2km 一 小田原地区 加度交通圏 1.2km 1.2km 一 均玉県A地区 県南中郎交通圏 1.2km 1.2km 一 場本受通圏 1.2km 一 一 場本の通圏 1.2km 一 一 場本の通過圏 1.2km 一 一 場本の通過圏 1.2km 一 一 場本の通過圏 1.2km 一 一 財馬県A地区 東毛交通圏 1.23km 一 一 財馬県B地区 東毛交通圏 1.27km 1.8km 一 財際した距離 2回分を控除した距離 2回分を控除した距離 2回分を控除した距離 1.27km 一 東薬交通圏 1.27km 1.27km 一 下葉交通圏 1.27km 1.27km 一 大変した距離 1.27km 一 一 大変通圏 1.27km 一 一 大変通圏 1.27km 一 一 大変の通圏 1.27km 一 一 <td>連頁適用地項</td> <td> 営業区域</td> <td> 初乗距離 </td> <td></td>	連 頁適用地項	営業区域	初乗距離 	
2 km	特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 096km	加算距離1回分を
押事の				控除した距離
南多摩交通圏	多摩地区	北多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を
控除した距離 控除した距離 世際した距離 西多摩交通圏		- 古 名麻 六 语 图	1 2 1, m	控除した距離
西多摩交通圏 1.2 km 加算距離1回分を控除した距離 控除した距離 控除した距離 控除 した距離 が 点面圏 京浜地区 京浜交通圏 1.2 km — 相模・鎌倉地区 県央交通圏			1. 2 KM	加昇距離 四カで 控除した距離
島しよ地区 息しよ区域 2 km 一 京浜地区 1.2 km 一 相模・鎌倉地区 県央交通圏 1.2 km 一 小田原地区 小田原交通圏 1.2 km 一 小田原交通圏 1.2 km 一 小田原交通圏 1.2 km 一 県南東部交通圏 1.2 km 一 県南東部交通圏 1.2 km 一 県南東部交通圏 1.4 7 km 一 株文交通圏 1.4 7 km 一 東毛交通圏 1.4 7 km 一 中・西毛交通圏 2 km 加算距離2回分を控除した距離 中・西毛交通圏 1.8 km 加算距離2回分を控除した距離 満川・吾妻交通圏 1.8 km 加算距離2回分を控除した距離 大選を通圏 1.2 7 km 一 干葉県A地区 東葉交通圏 1.2 7 km 一 下葉交通圏 1.2 7 km 一 下葉交通圏 1.2 7 km 一 市療交通圏 1.2 7 km 一 市原交通圏 1.2 7 km 一 市房交通圏 1.2 7 km		西多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を
京浜地区 京浜交通圏 1.2km ― 相模・鎌倉地区 県央交通圏 1.2km ― 小田原地区 小田原交通圏 1.2km ― 小田原地区 小田原交通圏 1.2km ― 埼玉県A地区 県南中央交通圏 1.23km ― 県南東部交通圏 1.23km ― 県東市西部交通圏 1.23km ― 場本の通圏 1.47km ― 東京立通圏 1.47km ― 東名交通圏 1.47km ― 中・西毛交通圏 2km 加算距離2回分を控除した距離 市・西毛交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 下葉具A地区 京葉交通圏 1.27km ― 下葉具A地区 京葉交通圏 1.27km ― 下葉の通圏 1.27km ― 下葉の通圏 1.27km ― 下葉県B地区 1.27km ― 工業の通圏 1.27km ― 市原交通圏 1.27km ― 市原交通圏 1.27km ― 市原交通圏 1				控除した距離
相模・鎌倉地区 県央交通圏				
湘南交通圏		京浜交通圏		_
小田原交通圏 1.8 km 加算距離2回分を控除した距離 埼玉県A地区県南東部交通圏県南西部交通圏県南西部交通圏 1.23 km 1.23 km — 県南東部交通圏 1.23 km — — 県東南西部交通圏 1.23 km — — 埼玉県B地区 摂北交通圏 7.47 km — — 群馬県A地区 東毛交通圏 7.3 は 7 km 中・西毛交通圏 7.3 km ー 中・西毛交通圏 7.3 km ー 工業交通圏 7.3 は 7 km 市業交通圏 7.3 km ー ー 土業交通圏 7.3 km 1.3 km ー 土業交通圏 7.3 km ー ー 土業の通圏 7.3 km ー ー 上野能 4回分を控除した距離 7.5 km ー ー 上東総交通圏 7.3 km ー ー 山武・東金交通圏 7.3 km ー ー 市原交通圏 7.3 km ー ー 山武・東総交通圏 7.3 km ー ー 山武・東総交通圏 7.3 km ー ー 市原交通圏 7.3 km ー ー カースト 2 km <td< td=""><td> 相模・鎌倉地区</td><td></td><td>1. 2 km</td><td>_</td></td<>	相模・鎌倉地区		1. 2 km	_
特玉県A地区		湘南交通營		
県南東部交通圏 1.23km ― 県南西部交通圏 1.23km ― 境玉県B地区 県北交通圏 1.47km ― 群馬県A地区 東毛交通圏 2km 加算距離2回分を控除した距離加算距離2回分を控除した距離加算距離2回分を控除した距離加算距離2回分を控除した距離加算距離2回分を控除した距離 群馬県B地区 1.8km 加算距離2回分を控除した距離加算距離2回分を控除した距離下葉交通圏 千葉県A地区 1.27km ― 東葛交通圏 1.27km ― 千葉交通圏 1.27km ― 千葉県B地区 1.27km ― 千葉県B地区 1.27km ― 市原交通圏 1.27km ― 市房交通圏 1.27km ― 市房交通圏 1.27km ― 市房交通圏 1.27km ― 市房交通圏 1.27km ― 大場 ― ― 大場 ― ― 大場 ― ― 大場 ― ―		小田原交通圏 	20,000	加算距離2回分を 控除した距離
県南西部交通圏 1.23km ― 埼玉県B地区 県北交通圏 1.47km ― 秩父交通圏 1.47km ― 群馬県A地区 東毛交通圏 2km 加算距離2回分を控除した距離 中・西毛交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.27km ― 千葉八通圏 1.27km ― 千葉交通圏 1.27km ― 千葉県B地区 1.27km ― 千葉の通圏 1.27km ― 市原交通圏 1.27km ― 市原交通圏 1.27km ― 市房交通圏 1.27km ― 大坂県と域 ― ― 大坂県と域 ― ― 大坂県と域 ― ― 大阪は ― ―	埼玉県A地区			_
埼玉県日地区 県北交通圏 1.47km — 株父交通圏 1.47km — 東毛交通圏 2km 加算距離2回分を控除した距離 中・西毛交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 群馬県B地区 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 千葉見番地区 1.27km — 千葉交通圏 1.27km — 千葉県B地区 1.27km — 千葉県B地区 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 市房交通圏 1.27km — 大塚県と域 2km —		県南東部交通圏	1. 23 km	
群馬県A地区 東毛交通圏 1.47km 一個別のでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmのでは、10mmの		県南西部交通圏	1. 23 km	_
群馬県A地区 東毛交通圏 2 km 加算距離2回分を控除した距離 中・西毛交通圏 1.8 km 加算距離2回分を控除した距離 群馬県B地区 1.8 km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.8 km 加算距離2回分を控除した距離 大葉泉A地区 1.27 km — 東葛交通圏 1.27 km — 千葉交通圏 1.27 km — 大線交通圏 1.27 km — 1.27 km — 中原交通圏 1.27 km — 市原交通圏 1.27 km — 市原交通圏 1.27 km — 市房交通圏 1.27 km —	埼玉県B地区	県北交通圏		<u>—</u>
群馬県B地区 沼田・利根交通圏 1.8 km 加算距離 2 回分を控除した距離 千葉県A地区 京葉交通圏 1.8 km 加算距離 2 回分を控除した距離 下葉原A地区 京葉交通圏 1.2 7 km — 下葉交通圏 1.2 7 km — 千葉交通圏 1.2 7 km — 千葉原田区 1.2 7 km — 下葉県B地区 1.2 7 km — 市原交通圏 1.2 7 km — 市原交通圏 1.2 7 km — 市原交通圏 1.2 7 km — 市房交通圏 1.2 7 km — 大坂県上地町 — — 大坂県上地町 — — 大坂県上地町 — — 大坂県 — —		秩父交通圏	1. 47 km	_
中・西毛交通圏 2 km 加算距離2回分を控除した距離 群馬県B地区 沼田・利根交通圏 1.8 km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.8 km 加算距離2回分を控除した距離 下葉県A地区 京葉交通圏 1.27 km — 千葉交通圏 1.27 km — 千葉交通圏 1.27 km — 北総交通圏 1.27 km — 山武・東金交通圏 1.27 km — 市原交通圏 1.27 km — 市原交通圏 1.27 km — 市房交通圏 1.27 km — 茨城県全域 2 km —	群馬県A地区	東毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を 控除した距離
群馬県B地区 沼田・利根交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 加算距離2回分を控除した距離 加算距離2回分を控除した距離 加算距離4回分を控除した距離 1.27km 千葉県A地区 京葉交通圏 1.27km 一 千葉交通圏 1.27km 一 千葉交通圏 1.27km 一 千葉原B地区 1.27km 一 市原交通圏 1.27km 一 市原交通圏 1.27km 一 市原交通圏 1.27km 一 が房交通圏 1.27km 一 市房交通圏 1.27km 一 茨城県全域 2km 一		中・西毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を
渋川・吾妻交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 千葉県A地区 京葉交通圏 1.27km — 東葛交通圏 1.27km — 千葉交通圏 1.27km — 北総交通圏 1.27km — 山武・東金交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — か房交通圏 1.27km — 市房交通圏 1.27km — 市房交通圏 1.27km — 市房交通圏 1.27km — 茨城県地区 茨城県全域 2km —	群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を
千葉県A地区 京葉交通圏 東葛交通圏 千葉交通圏 1.27km 一 千葉交通圏 1.27km 加算距離4回分を控除した距離 北総交通圏 1.27km 一 千葉県B地区 東総交通圏 1.27km 一 山武・東金交通圏 1.27km 一 市原交通圏 1.27km 加算距離4回分を控除した距離 外房交通圏 1.27km 一 南房交通圏 1.27km 一 京城県地区 茨城県全域 2km ー		渋川・吾妻交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を
東葛交通圏 1.27km 一 千葉交通圏 1.27km 加算距離 4回分を控除した距離 北総交通圏 1.27km 一 千葉県B地区 東総交通圏 1.27km 一 山武・東金交通圏 1.27km 一 市原交通圏 1.27km 加算距離 4回分を控除した距離 外房交通圏 1.27km 一 南房交通圏 1.27km 一 京城県地区 茨城県全域 2km ー	千葉県A地区	京葉交通圏	1. 27 km	_

	山梨県A地区	甲府交通圏	1.	8 k m	加算距離2回分を 控除した距離
		東八・東山交通圏	1.	8 km	加算距離2回分を控除した距離
		峡西交通圏	1.	8 km	加算距離2回分を控除した距離
		峡北交通圏	1.	8 km	加算距離2回分を控除した距離
1	山梨県B地区	峡南交通圏	1.	8 km	
1	DE COLOR DE CONTROL DE SANGERO	東部・富士北麓交通圏	1.	8 km	_

山梨県A地区	甲府交通圏	1.8 km	_
	東八・東山交通圏	1. 8 km	_
	峡西交通圏	1. 8 km	_
	峡北交通圏	1. 8 km	_
山梨県B地区	峡南交通圏	1. 8 km	_
5-5-5-5	東部・富士北麓交通圏	1.8 km	_

	(別紙)
改正	現行
公 示	公 示
一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る	一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について	初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について
平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。	平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。
平成14年4月24日	平成14年4月24日
関東運輸局長 上子道雄	関東運輸局長 上子道雄
附 則	附 則
本公示は、平成14年4月24日以降実施する。	本公示は、平成14年4月24日以降実施する。
附 則(平成26年2月28日 一部改正)	附 則(平成26年2月28日 一部改正)
本公示は、平成26年4月1日以降適用する。	本公示は、平成26年4月1日以降適用する。
附 則(平成28年12月20日 一部改正)	附 則(平成28年12月20日 一部改正)
本公示は、平成28年12月20日以降適用する。	本公示は、平成28年12月20日以降適用する。
附 則(平成31年4月11日 一部改正)	附 則(平成31年4月11日 一部改正)
本公示は、平成31年4月11日以降適用する。	本公示は、平成31年4月11日以降適用する。
附 則(令和元年12月13日 一部改正)	附 則(令和元年12月13日 一部改正)
本公示は、令和元年12月13日以降適用する。	本公示は、令和元年12月13日以降適用する。
附 則(令和2年11月25日 一部改正)	附 則(令和2年11月25日 一部改正)
本公示は、令和2年11月25日以降適用する。	本公示は、令和2年11月25日以降適用する。
附 則(令和3年12月24日 一部改正)	附 則(令和3年12月24日 一部改正)
本公示は、令和3年12月24日以降適用する。	本公示は、令和3年12月24日以降適用する。
<u>附 則(令和4年10月11日 一部改正)</u> 本公示は、令和4年10月11日以降適用する。	

			(別添)
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する 場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 096 km	加算距離1回分を控 除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
	南多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
	西多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	_
京浜地区	京浜交通圏	1. 2 km	_
相模・鎌倉地区	県央交通圏	1. 2 km	_
	湘南交通圏	1. 2 km	
小田原地区	小田原交通圏		加算距離2回分を控 除した距離
埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 23 km	_
	県南東部交通圏	1. 23 km	_
	県南西部交通圏	1. 23 km	_
埼玉県B地区	県北交通圏	1. 47km	_
	秩父交通圏	1. 47 km	_
群馬県A地区	東毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控 除した距離
	中・西毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控 除した距離
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
	渋川・吾妻交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
千葉県A地区	京葉交通圏	1. 27 km	_
	東葛交通圏	1. 27 km	_
	千葉交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	1. 27 km	_
千葉県B地区	東総交通圏	1. 27 km	_
	山武・東金交通圏	1. 27 km	_
	市原交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控 除した距離
	外房交通圏	1. 27 km	_
	南房交通圏	1. 27 km	_
茨城県地区	茨城県全域	2 k m	_
栃木県地区	栃木県全域	1. 1 km	_
山梨県A地区	甲府交通圏	1. 8 km	_
	東八・東山交通圏	1. 8 km	_
	<u>峡西交通圏</u>	1. 8 km	_
	峡北交通圏	1. 8 km	_
山梨県B地区	峡南交通圏	1. 8 km	_

			(別添)
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する 場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 052 km	加算距離1回分を控 除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
	南多摩交通圏	1. 2 k m	加算距離1回分を控 除した距離
	西多摩交通圏	1. 2 k m	加算距離1回分を控 除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	_
京浜地区	京浜交通圏	1. 2 km	
相模・鎌倉地区	県央交通圏	1. 2 km	
	湘南交通圏	1. 2 km	_
小田原地区	小田原交通圏		加算距離2回分を控 除した距離
埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 23 km	_
	県南東部交通圏	1. 23 km	_
	県南西部交通圏	1. 23 km	
埼玉県B地区	県北交通圏	1. 47 km	
	秩父交通圏	1. 47 km	
群馬県A地区	東毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控 除した距離
	中・西毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控除した距離
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
	渋川・吾妻交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
千葉県A地区	京葉交通圏	1. 27 km	_
	東葛交通圏	1. 27 km	_
	千葉交通圏		加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	1. 27 km	_
千葉県B地区	東総交通圏	1. 27 km	_
	山武・東金交通圏	1. 27 km	_
	市原交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控 除した距離
	外房交通圏	1. 27 km	_
	南房交通圏	1. 27 km	_
茨城県地区	茨城県全域	2 k m	
栃木県地区	栃木県全域	1. 1 k m	
山梨県A地区	甲府交通圏	1. 8 k m	
	東八・東山交通圏	1. 8 k m	_
	峡西交通圏	1. 8 k m	_
	峡北交通圏	1. 8 k m	_
山梨県B地区	峡南交通圏	1.8 km	_

東部・富士北麓交通圏 1.8	km —	東部・富士北麓交通圏	1. 8 km —

	(別紙)
改正	現行
公 示	公 示
一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について	一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について
平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。	平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。
平成14年4月24日	平成 1 4 年 4 月 2 4 日
関東運輸局長 上子道雄	関東運輸局長 上子道雄
附 則 本公示は、平成14年4月24日以降実施する。	附 則 本公示は、平成14年4月24日以降実施する。
附 則(平成26年2月28日 一部改正) 本公示は、平成26年4月1日以降適用する。	附 則(平成26年2月28日 一部改正) 本公示は、平成26年4月1日以降適用する。
附 則(平成28年12月20日 一部改正) 本公示は、平成28年12月20日以降適用する。	附 則(平成28年12月20日 一部改正) 本公示は、平成28年12月20日以降適用する。
附 則 (平成31年4月11日 一部改正) 本公示は、平成31年4月11日以降適用する。	附 則(平成31年4月11日 一部改正) 本公示は、平成31年4月11日以降適用する。
附 則(令和元年12月13日 一部改正) 本公示は、令和元年12月13日以降適用する。	附 則(令和元年12月13日 一部改正) 本公示は、令和元年12月13日以降適用する。
附 則(令和2年11月25日 一部改正) 本公示は、令和2年11月25日以降適用する。	附 則(令和2年11月25日 一部改正) 本公示は、令和2年11月25日以降適用する。
<u>附 則(令和3年12月24日 一部改正)</u> 本公示は、令和3年12月24日以降適用する。	

			(別添)
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する 場合の距離
	特別区・武三交通圏	1. 052 km	除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
	南多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
	西多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 km	_
京浜地区	京浜交通圏	1. 2 km	_
相模・鎌倉地区	県央交通圏	1. 2 km	_
	湘南交通圏	1. 2 km	
小田原地区	小田原交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控除した距離
埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 23 km	_
	県南東部交通圏	1. 23 km	_
	県南西部交通圏	1. 23 km	
埼玉県B地区	県北交通圏	1. 47km	_
	秩父交通圏	1. 47 km	
群馬県A地区	東毛交通圏		加算距離2回分を控 除した距離
	中・西毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控 除した距離
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1. 8 km	
	渋川・吾妻交通圏	1. 8 km	
千葉県A地区	京葉交通圏	1. 27 km	_
	東葛交通圏	1. 27 km	_
	千葉交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	1. 27 km	_
千葉県B地区	東総交通圏	1. 27 km	_
	山武・東金交通圏	1. 27 km	
	市原交通圏	1. 27 km	
	外房交通圏	1. 27 km	_
	南房交通圏	1. 27 km	_
茨城県地区	茨城県全域	2 k m	
栃木県地区	栃木県全域	1. 1 km	
山梨県A地区	甲府交通圏	1. 8 km	
	東八・東山交通圏	1. 8 km	
	峡西交通圏	1. 8 km	
	峡北交通圏	1. 8 km	
山梨県B地区	峡南交通圏	1. 8 km	

選集区域 初乗距離 初乗距離を短縮する 場合の距離 初乗距離を短縮する 場合の距離 1.052 km 加算距離1回分を控除した距離 加算距離1回分を控除した距離 加算距離1回分を控除した距離 加算距離1回分を控除した距離 加算距離1回分を控除した距離 加算距離1回分を控除した距離 元多摩交通圏 1.2 km 一 一 一 一 1.2 km 一 一 一 1.2 km 一 一 1.2 km 一 一 1.2 km 1.2 km 一 1.2 km 1.2				(別添)
特別区・武三地区 特別区・武三交通圏 1.052km 加算距離1回分を控除した距離 所算距離1回分を控除した距離 回分を控除した距離 回分を控除した距離 同分を控除した距離 同方交通圏	運賃適用地域			初乗距離を短縮する 場合の距離
多摩地区 北多摩交通圏 1.2 km 加算距離1回分を控除した距離 内线 控 以上 距離 1回分を控除した距離 1.2 km 南多摩交通圏 1.2 km 加算距離1回分を控除した距離 1回分を控除した距離 1回分を控除した距離 2 km 高京浜地区 鳥しよ 区域 2 km 2 km 相模・鎌倉地区 相模・鎌倉地区 相南交通圏 1.2 km 1.2 km — 小田原地区 小田原交通圏 1.2 km — — 小田原地区 小田原交通圏 1.2 km — — 小田原地区 小田原交通圏 1.2 km — — 埼玉県 A地区 県南東窓交通圏 1.2 3 km — — 東南東部交通圏 1.2 3 km — — 東京英交通圏 1.2 3 km — — 東京東交通圏 1.2 3 km — — 東京東の通圏 1.2 3 km — — 東京東通圏 1.2 3 km — — 中・西毛交通圏 1.4 7 km — — 中・西毛交通圏 1.4 7 km — — 市場交通圏 1.2 7 km — — 渋川・吾妻交通圏 1.2 7 km — — 大葉交通圏 1.2 7 km — — 千葉県 B地区 2.7 km — — 北総交通圏 1.2 7 km —	特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 052 km	加算距離1回分を控 除した距離
南多摩交通圏 1.2 km 加算距離1回分を控除した距離 西多摩交通圏 1.2 km 加算距離1回分を控除した距離 島しよ区域 2 km 一 京浜地区 京浜交通圏 1.2 km 一 相模・鎌倉地区 別南交通圏 1.2 km 一 小田原地区 小田原交通圏 1.2 km 一 小田原地区 県南中央交通圏 1.2 km 一 埼玉県A地区 県南中央交通圏 1.2 km 一 県南西部交通圏 1.2 km 一 一 青玉県B地区 1.4 7 km 一 一 群馬県A地区 東毛交通圏 1.4 7 km 一 一 一 群馬県B地区 1.4 7 km 一 一 一 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	多摩地区	北多摩交通圏	1. 2 k m	加算距離1回分を控
西多摩交通圏		南多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控
京浜地区 京浜交通圏 1.2km — 相模・鎌倉地区 現央交通圏 1.2km — 小田原地区 小田原交通圏 1.2km — 小田原地区 1.8km — 埼玉県A地区 県南中央交通圏 1.23km — 県南東部交通圏 1.23km — 県南西部交通圏 1.23km — 県南西部交通圏 1.23km — 県南東部交通圏 1.23km — 県南西部交通圏 1.23km — 東北交通圏 1.47km — 中・西毛交通圏 2km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 大東京交通圏 1.27km — 中葉衰交通圏 1.27km — 千葉県日地区 東総交通圏 1.27km — 千葉県日地区 東総交通圏 1.27km — 中東空通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 中京交通圏 1.27km — 中京交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km —		西多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控
京浜地区 京浜交通圏 1.2km — 相模・鎌倉地区 現央交通圏 1.2km — 小田原地区 小田原交通圏 1.2km — 小田原地区 1.8km — 埼玉県A地区 県南中央交通圏 1.23km — 県南東部交通圏 1.23km — 県南西部交通圏 1.23km — 県南西部交通圏 1.23km — 県南東部交通圏 1.23km — 県南西部交通圏 1.23km — 東北交通圏 1.47km — 中・西毛交通圏 2km 加算距離2回分を控除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 大東京交通圏 1.27km — 中葉衰交通圏 1.27km — 千葉県日地区 東総交通圏 1.27km — 千葉県日地区 東総交通圏 1.27km — 中東空通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 中京交通圏 1.27km — 中京交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km —	島しょ地区	島しょ区域	2 k m	_
相模・鎌倉地区 県央交通圏	京浜地区		1. 2 km	_
小田原地区 小田原交通圏 1.8km 一 埼玉県A地区 県南中央交通圏 月、23km 月東南東部交通圏 1、23km 月東南西部交通圏 1、23km 月東市西部交通圏 1、47km 月東北交通圏 1、47km 月東北交通圏 1、47km 月東北交通圏 2km 加算距離2回分を控除した距離 2km 加算距離2回分を控除した距離 2km 加算距離2回分を控除した距離 1、8km 加算距離2回分を控除した距離 1、8km 加算距離2回分を控除した距離 1、27km 月東直離2回分を控除した距離 1、27km 月東直離2回分を控除した距離 1、27km 月東直離4回分を控除した距離 1、27km 月東直離4回分を控除した距離 1、27km 月東直離4回分を控除した距離 1、27km 月東直離4回分を控除した距離 1、27km 月東近交通圏 1、27km 月東正離4回分を控除した距離 1、27km 月東正離4回分を控除した距離 1、27km 月東近天通圏 1、27km 月東近東直側 1、27km 月東近天通圏 1、27km 月東近東直側 1、27km 月東近通圏 1、27km 月東近面圏 1、27km 月東面型 1、27km 月面型 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	相模・鎌倉地区	県央交通圏	1. 2 km	_
小田原地区 小田原交通圏 1.8km 一 埼玉県A地区 県南中央交通圏 月、23km 月東南東部交通圏 1、23km 月東南西部交通圏 1、23km 月東市西部交通圏 1、47km 月東北交通圏 1、47km 月東北交通圏 1、47km 月東北交通圏 2km 加算距離2回分を控除した距離 2km 加算距離2回分を控除した距離 2km 加算距離2回分を控除した距離 1、8km 加算距離2回分を控除した距離 1、8km 加算距離2回分を控除した距離 1、27km 月東直離2回分を控除した距離 1、27km 月東直離2回分を控除した距離 1、27km 月東直離4回分を控除した距離 1、27km 月東直離4回分を控除した距離 1、27km 月東直離4回分を控除した距離 1、27km 月東直離4回分を控除した距離 1、27km 月東近交通圏 1、27km 月東正離4回分を控除した距離 1、27km 月東正離4回分を控除した距離 1、27km 月東近天通圏 1、27km 月東近東直側 1、27km 月東近天通圏 1、27km 月東近東直側 1、27km 月東近通圏 1、27km 月東近面圏 1、27km 月東面型 1、27km 月面型 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		湘南交通圏		
県南東部交通圏 県南西部交通圏 県本交通圏 東北交通圏 中・西毛交通圏 中・西毛交通圏 下本県 A 地区 1.23 k m 県北交通圏 東毛交通圏 中・西毛交通圏 ア・西毛交通圏 ア・西毛交通圏 カー・西毛交通圏 大川・吾妻交通圏 大川・吾妻交通圏 下葉県 A 地区 1.47 k m 平・西毛交通圏 2 k m 加算距離 2 回分を控除した距離 かした距離 カー 原した距離 カー 原した距離 カー 原した距離 カー 原した距離 カー 原した距離 カー 東葛交通圏 1.27 k m 下葉交通圏 1.27 k m 下葉県 B 地区 1.8 k m 加算距離 2 回分を控除した距離 かした距離 カー 東葛交通圏 1.27 k m 一 一 市原交通圏 1.27 k m 一 一 市原交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 一 一 本経交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 一 一 市原交通圏 1.27 k m 一 一 市原交通圏 1.27 k m 一 市原交通圏 1.27 k m 一 市房交通圏 1.27 k m 一 市原交通圏 1.27 k m 一 市原交通圏 1.27 k m 一 市原交通圏 1.27 k m 一 市原交通圏 1.27 k m 一 市房交通圏 1.27 k m 一 市房交通圏 1.27 k m 一 市房交通圏 1.27 k m 一 市房交通圏 1.27 k m 一 市房交通圏 1.27 k m 一 1.28 k m ー 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 1.8 k m ー 中 長、安通圏 1.8 k m ー 中 長、西 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 1.8 k m ー 中 長、西 東八・東山交通圏 東山交通圏 1.8 k m ー 中 長、西 東 八・東山交通圏 東 八・東山交通 東 八・東山交通圏 東 八・東山交通 東 八・東山交通 東 八・東山交通 東 八・東山交通 東 八・東山交通 東 八・東山交通 東 八・東山交通 東 八・東山交 東 1.8 k m ー 東 1.8 k m ー 日 1.8 k m 日 1.8	小田原地区	小田原交通圏	1. 8 km	_
県南東部交通圏 県南西部交通圏 県本交通圏 東北交通圏 中・西毛交通圏 中・西毛交通圏 下本県 A 地区 1.23 k m 県北交通圏 東毛交通圏 中・西毛交通圏 ア・西毛交通圏 ア・西毛交通圏 カー・西毛交通圏 大川・吾妻交通圏 大川・吾妻交通圏 下葉県 A 地区 1.47 k m 平・西毛交通圏 2 k m 加算距離 2 回分を控除した距離 かした距離 カー 原した距離 カー 原した距離 カー 原した距離 カー 原した距離 カー 原した距離 カー 東葛交通圏 1.27 k m 下葉交通圏 1.27 k m 下葉県 B 地区 1.8 k m 加算距離 2 回分を控除した距離 かした距離 カー 東葛交通圏 1.27 k m 一 一 市原交通圏 1.27 k m 一 一 市原交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 一 一 本経交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 市原交通圏 1.27 k m 一 一 市原交通圏 1.27 k m 一 一 市原交通圏 1.27 k m 一 市原交通圏 1.27 k m 一 市房交通圏 1.27 k m 一 市原交通圏 1.27 k m 一 市原交通圏 1.27 k m 一 市原交通圏 1.27 k m 一 市原交通圏 1.27 k m 一 市房交通圏 1.27 k m 一 市房交通圏 1.27 k m 一 市房交通圏 1.27 k m 一 市房交通圏 1.27 k m 一 市房交通圏 1.27 k m 一 1.28 k m ー 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 1.8 k m ー 中 長、安通圏 1.8 k m ー 中 長、西 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 東八・東山交通圏 1.8 k m ー 中 長、西 東八・東山交通圏 東山交通圏 1.8 k m ー 中 長、西 東 八・東山交通圏 東 八・東山交通 東 八・東山交通圏 東 八・東山交通 東 八・東山交通 東 八・東山交通 東 八・東山交通 東 八・東山交通 東 八・東山交通 東 八・東山交通 東 八・東山交 東 1.8 k m ー 東 1.8 k m ー 日 1.8 k m 日 1.8	埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 23 km	_
場本県 B地区 県南西部交通圏 1.23 km — 様文交通圏 1.47 km — 群馬県 A地区 東毛交通圏 2 km 加算距離 2回分を控除した距離 からを控除した距離 からを控除した距離 からを控除した距離 からを控除した距離 からを控除した距離 からを控除した距離 からを控除した距離 からを控除した距離 をした距離 をした距離 からがした距離 がらした距離 からがした距離 がらした距離 からがした距離 からがは からがは からがは からがは からがは からがは からがな からがは からがは からがは からがは からがは からがは からがは からがは		県南東部交通圏		_
埼玉県日地区 県北交通圏 秩父交通圏 1.47km — 群馬県A地区 東毛交通圏 2km 加算距離2回分を控除した距離 除した距離 所以した距離 群馬県日地区 沼田・利根交通圏 1.8km 加算距離2回分を控除した距離 所以した距離 千葉県A地区 京葉交通圏 1.27km — 千葉交通圏 1.27km — 千葉交通圏 1.27km — 千葉交通圏 1.27km — 北総交通圏 1.27km — 市東交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — が房交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — が見の通過 1.27km — が規則と取れる 2km — が規則と取れる 2km — が規則と取れる 1.8km — 東八・東山交通圏 1.8km — 東八・東山交通圏 1.8km — 東京 1.8km — 東京 1.8km — 東京 1.8km <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>				
株欠交通圏 1.47km 一回分を控験した距離 群馬県A地区 東毛交通圏 1.47km 一回分を控験した距離 千葉県A地区 京葉交通圏 1.27km 一三年業の通圏 1.27km 一三年業の通圏 1.27km 一三年業の通圏 1.27km 一三年業の通圏 1.27km 一三年業の通圏 1.27km 一三年業の基準を表する場所である。 1.27km 一三年期期間により、大田町町の大田町町の大田町町の大田町町の上田町町の上田町町の上田町町の大田町町の上田町町の上	埼玉県B地区			
群馬県A地区 東毛交通圏 2 km 加算距離 2回分を控除した距離 加算距離 2回分を控除した距離 加算距離 2回分を控除した距離 別算距離 2回分を控験した距離 別算距離 2回分を控験した距離 別算距離 2回分を控験した距離 別算距離 2回分を控験した距離 別算距離 2回分を控験した距離 コ・2 7 km 同期 2 7 km 同別 2 8 km 同別 2 8 km 同則 2 8 km 同別 2 km n m n m n m n m n m n m n m				_
中・西毛交通圏 2 km 加算距離 2回分を控除した距離 群馬県B地区 沼田・利根交通圏 1.8 km 加算距離 2回分を控除した距離 千葉県A地区 京葉交通圏 1.27 km 一 工業交通圏 1.27 km 一 工業交通圏 1.27 km 一 工業交通圏 1.27 km 一 工業交通圏 1.27 km 一 山武・東金交通圏 1.27 km 一 市原交通圏 1.27 km 一 市原交通圏 1.27 km 一 が房交通圏 1.27 km 一 市原交通圏 1.27 km 一 市原交通圏 1.27 km 一 市原交通圏 1.27 km 一 市原交通圏 1.27 km 一 市房交通圏 1.27 km 一	群馬県A地区			
大薬児 A地区 京薬交通圏 1.8 km 除した距離 千葉県 A地区 京薬交通圏 1.27 km 一 千葉中日地区 東総交通圏 1.27 km 一 千葉県 B地区 東総交通圏 1.27 km 一 中原交通圏 1.27 km ー 市原交通圏 1.27 km ー ウ房交通圏 1.27 km ー ウ房交通圏 1.27 km ー ウ房交通圏 1.27 km ー ウ房交通圏 1.27 km ー 中房交通圏 1.27 km ー 中房交通圏 1.27 km ー 中房交通圏 1.27 km ー 財政場外 1.28 km		中・西毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控 除した距離
千葉県A地区 京葉交通圏	群馬県B地区			除した距離
東葛交通圏 1.27km — 千葉交通圏 1.27km 加算距離4回分を控除した距離 北総交通圏 1.27km — 山武・東金交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 内房交通圏 1.27km — 南房交通圏 1.27km — 南房交通圏 1.27km — 防木県地区 2km — 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km — 東八・東山交通圏 1.8km — 峡西交通圏 1.8km — 峡西交通圏 1.8km — 峡北交通圏 1.8km — 中、交通圏 1.8km — 中、安通圏 1.8km — 中、安通圏 1.8km —				
千葉交通圏 1.27km 加算距離4回分を控除した距離 北総交通圏 1.27km 一 中葉県B地区 東総交通圏 1.27km 一 山武・東金交通圏 1.27km 一 市原交通圏 1.27km 一 内房交通圏 1.27km 一 南房交通圏 1.27km 一 南房交通圏 1.27km 一 大城県全域 2km ー 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km ー 東八・東山交通圏 1.8km ー 峡西交通圏 1.8km ー 峡北交通圏 1.8km ー 峡北交通圏 1.8km ー 中、交通圏 1.8km ー 中、安通圏 1.8km ー	千葉県 A 地区			
株			1. 27 km	_
千葉県B地区 東総交通圏 1.27km — 山武・東金交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 外房交通圏 1.27km — 南房交通圏 1.27km — 万域県地区 2km — 栃木県全域 1.1km — 山梨県A地区 1.8km — 東八・東山交通圏 1.8km — 峡西交通圏 1.8km — 峡北交通圏 1.8km — 峡北交通圏 1.8km — 山東北交通圏 1.8km — 東水・東山交通圏 1.8km — 東北交通圏 1.8km —		千葉交通圏 	1. 27 km	加算距離4回分を控 除した距離
山武・東金交通圏 1.27km ― 市原交通圏 1.27km 加算距離4回分を控除した距離 外房交通圏 1.27km ― 南房交通圏 1.27km ― 茨城県セ区 2km ― 栃木県全域 1.1km ― 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km ― 東八・東山交通圏 1.8km ― 峡西交通圏 1.8km ― 峡北交通圏 1.8km ― 峡北交通圏 1.8km ― 東北交通圏 1.8km ― 東北交通圏 1.8km ―				_
山武・東金交通圏 1.27km ― 市原交通圏 1.27km 加算距離4回分を控除した距離 外房交通圏 1.27km ― 南房交通圏 1.27km ― 茨城県セ区 2km ― 栃木県全域 1.1km ― 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km ― 東八・東山交通圏 1.8km ― 峡西交通圏 1.8km ― 峡北交通圏 1.8km ― 峡北交通圏 1.8km ― 峡北交通圏 1.8km ―	千葉県B地区	東総交通圏		_
市原交通圏 1.27km 加算距離4回分を控除した距離 外房交通圏 1.27km — 南房交通圏 1.27km — 茨城県地区 変城県全域 2km — 栃木県全域 1.1km — 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km — 東八・東山交通圏 1.8km — 峡西交通圏 1.8km — 峡北交通圏 1.8km — 峡北交通圏 1.8km — 峡北交通圏 1.8km —		山武・東金交通圏	1. 27 km	
外房交通圏 南房交通圏 1.27km 一 一 三 放城県全域 2km 一 日本 栃木県全域 1.1km 一 日本 山梨県A地区 甲府交通圏 東八・東山交通圏 1.8km 一 日本 峡西交通圏 峡北交通圏 1.8km 一 日本 岐北交通圏 1.8km 一 日本 山東北交通圏 1.8km 一 日本 山東北交通圏 1.8km 一 日本 山東北交通圏 1.8km 一 日本 山東北交通圏 1.8km 一 日本		市原交通圏	1. 27 km	
南房交通圏 1.27km 一 茨城県地区 茨城県全域 2km 一 栃木県全域 1.1km 一 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km 一 東八・東山交通圏 1.8km 一 峡西交通圏 1.8km 一 峡北交通圏 1.8km 一 峡北交通圏 1.8km 一		外房交通圏	1. 27 km	_
茨城県地区 茨城県全域 2 km — 栃木県全域 1.1 km — 山梨県 A 地区 甲府交通圏 1.8 km — 東八・東山交通圏 1.8 km — 峡西交通圏 1.8 km — 峡北交通圏 1.8 km —		南房交通圏		_
栃木県地区 栃木県全域 1.1km — 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km — 東八・東山交通圏 1.8km — 峡西交通圏 1.8km — 峡北交通圏 1.8km —	茨城県地区			_
山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km — 東八・東山交通圏 1.8km — 峡西交通圏 1.8km — 峡北交通圏 1.8km —	栃木県地区			_
東八・東山交通圏 1.8km 峡西交通圏 1.8km 峡北交通圏 1.8km	山梨県A地区			
峡西交通圏 1.8km 峡北交通圏 1.8km		東八・東山交诵圏		
峡北交通圏 1.8km —			•	_
山梨県B地区 峡南交通圏 1.8 km —				_
	山梨県B地区	峡南交通圏	1. 8 km	_

東部・富士北麓交通圏 1.8	km —	東部・富士北麓交通圏	1. 8 km —

	(別紙)	
改正	現行	
公 示	公 示	
一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について	一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について	
平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、 <u>別添</u> のとおり公示する。	平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、 <u>別添</u> のとおり公示する。	
平成14年4月24日	平成14年4月24日	
関東運輸局長 上子道雄 附則	関東運輸局長 上子道雄 附則	
本公示は、平成14年4月24日以降実施する。	本公示は、平成14年4月24日以降実施する。	
附則(平成26年2月28日 一部改正)	附則(平成26年2月28日 一部改正)	
本公示は、平成26年4月1日以降適用する。	本公示は、平成26年4月1日以降適用する。	
附則(平成28年12月20日 一部改正) 本公示は、平成28年12月20日以降適用する。	附則(平成28年12月20日 一部改正) 本公示は、平成28年12月20日以降適用する。	
附則(平成31年4月11日 一部改正) 本公示は、平成31年4月11日以降適用する。	附則(平成31年4月11日 一部改正) 本公示は、平成31年4月11日以降適用する。	
附則(令和元年12月13日 一部改正) 本公示は、令和元年12月13日以降適用する。	附則(令和元年12月13日 一部改正) 本公示は、令和元年12月13日以降適用する。	
<u>附則(令和2年11月25日 一部改正)</u> 本公示は、令和2年11月25日以降適用する。		
(別添) 運賃適用地域 営業区域 初乗距離 初乗距離を短縮する	(別添) 運賃適用地域 営業区域 初乗距離 初乗距離を短縮する	
選員適用地域 呂来区域 初来距離 初来距離を超離する 場合の距離 場合の距離 特別区・武三地区 特別区・武三交通圏 1.052km 加算距離1回分を控	選員適用地域 営業区域 初来距離 初来距離を短縮する 場合の距離 場合の距離 特別区・武三地区 特別区・武三交通圏 1.052km 加算距離1回分を控	
多摩地区 北多摩交通圏 1.2 km 加算距離1回分を控 除した距離	多摩地区 北多摩交通圏 1.2 km 加算距離1回分を控 除した距離	

	南多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
	西多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	_
京浜地区	京浜交通圏	1. 2 km	
相模 鎌倉地区	県央交通圏	1. 2 km	
	湘南交通圏	1. 2 km	
小田原地区	小田原交通圏	1. 8 km	
埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 23 km	
	県南東部交通圏	1. 23 km	
	県南西部交通圏	1. 23 km	
埼玉県B地区	県北交通圏	1. 47 km	
四上水口地区	秩父交通圏	1. 47 km	_
群馬県A地区	東毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控
研局景 A 地区			除した距離
	中・西毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控 除した距離
群馬県B地区	沼田•利根交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控 除した距離
	渋川・吾妻交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控 除した距離
千葉県A地区	京葉交通圏	1. 27 km	
	東葛交通圏	1. 27 km	
	千葉交通圏	1. 27 km	 加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	1. 27 km	
千葉県B地区	東総交通圏	1. 27 km	
1 20211 - 3.	山武・東金交通圏	1. 27 km	
	市原交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控 除した距離
	外房交通圏	1. 27 km	
	南房交通圏	1. 27 km	_
茨城県地区	茨城県全域	2 k m	
栃木県地区	栃木県全域	1. 1 km	
山梨県A地区	甲府交通圏	1. 8 km	
山未示八地区	東八・東山交通圏	1. 8 km	
	<u>東八・東山文通图</u> 峡西交通圏	1. 8 km	
	峡北交通圏	1. 8 km	
山梨県B地区			
田采県B地区	<u>峡南交通圏</u> 東部・富士北麓交通圏	1. 8 km 1. 8 km	
	宋印"萬工北鹿又进置	1. 6 K M	I

西多摩交通圏 1.2 km 加算距離1回分を除した距離 島しよ地区 豆 km 一 京浜交通圏 1.2 km 一 相模・鎌倉地区 県央交通圏 1.2 km 一 小田原交通圏 1.2 km 一 小田原地区 小田原交通圏 1.2 km 一 小田原地区 小田原交通圏 1.2 km 一 場市東部交通圏 1.2 km 一 場市東部交通圏 1.2 km 一 東京交通圏 1.4 7 km 一 東京交通圏 1.4 7 km 一 東北交通圏 1.4 7 km 一 中・西毛交通圏 2 km 加算距離2回分を除した距離 市上距離 加算距離2回分を除した距離 か 満場上を距離 1.2 7 km 一 東蓑交通圏 1.2 7 km 一 下葉見 B地区 京葉交通圏 1.2 7 km 一 下葉見 B地区 東総交通圏 1.2 7 km 一 下葉の通圏 1.2 7 km 一 一 下葉の通圏 1.2 7 km 一 一 東京交通圏 1.2 7 km 一 一 東		南多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控 除した距離
島しよ地区 島しよ区域 2 km ― 京浜交通圏 1.2 km ― 相模・鎌倉地区 県央交通圏 1.2 km ― 小田原や通圏 1.2 km ― 小田原地区 小田原交通圏 1.2 km ― 埼玉県A地区 県南中央交通圏 1.2 km ― 県南東部交通圏 1.2 km ― 県市西部交通圏 1.2 km ― 場上交通圏 1.4 7 km ― 株女交通圏 1.4 7 km ― 中・西毛交通圏 2 km 加算距離2回分を除した距離 政川・吾妻交通圏 1.8 km 加算距離2回分を除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.8 km 一 干葉県A地区 京葉交通圏 1.2 7 km ― 下葉京交通圏 1.2 7 km ― 下葉県B地区 東総交通圏 1.2 7 km ― 上芝園圏 1.2 7 km ― ― 下葉県B地区 東総交通圏 1.2 7 km ― 山武・東金交通圏 1.2 7 km ― ― 下葉県 B地区 東総交通圏 1.2 7 km ― ― 大阪園圏		西多摩交通圏	1. 2 km	加算距離1回分を控
京浜地区 京浜交通圏 1.2km ― 相模・鎌倉地区 県央交通圏 1.2km ― 小田原地区 小田原交通圏 1.8km ― 小田原地区 小田原交通圏 1.23km ― 場高東部交通圏 1.23km ― 県南東部交通圏 1.23km ― 県東西部の交通圏 1.23km ― 県東西部の交通圏 1.23km ― 県東西部の交通圏 1.23km ― 財工交通圏 1.47km ― 中・西毛交通圏 2km 加算距離2回分を除した距離 中・西毛交通圏 1.8km 加算距離2回分を除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.27km ― 千葉県A地区 京葉交通圏 1.27km ― 千葉県B地区 1.27km ― 東総交通圏 1.27km ― 十葉県B地区 1.27km ― 中産通圏 1.27km ― 市原交通圏 1.27km ― 市原交通圏 1.27km ― 市原立直圏 1.27km ― 市原立直圏 1.27km ―	島しょ地区	島しょ区域	2 km	
相模・鎌倉地区 県央交通圏				
湘南交通圏				
埼玉県A地区 県南中央交通圏 1.23km — 県南東部交通圏 1.23km — 場本交通圏 1.23km — 埼玉県B地区 1.47km — 株大交通圏 1.47km — 大大庭圏 2km 加算距離2回分を除した距離 中・西毛交通圏 1.8km 加算距離2回分を除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.8km 加算距離2回分を除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.27km — 千葉県A地区 京葉交通圏 1.27km — 千葉交通圏 1.27km — 十葉交通圏 1.27km — 下葉県B地区 1.27km — 小房交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 小房交通圏 1.27km — 大坂県土区 2km — 茨城県全域 2km — 山梨県A地区 折木県全域 2km — 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km —		湘南交通圏	1. 2 km	_
県南東部交通圏 県南西部交通圏 県市西部交通圏 税と交通圏 1.23km 	小田原地区	小田原交通圏	1.8 km	
県南東部交通圏 県南西部交通圏 県市西部交通圏 規北交通圏 株父交通圏 1.23km 1.23km ー 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 <br< td=""><td>埼玉県A地区</td><td>県南中央交通圏</td><td>1. 23 km</td><td></td></br<>	埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 23 km	
場本民 B地区 県南西部交通圏 1.23km ― 様父交通圏 1.47km ― 株父交通圏 1.47km ― 群馬県A地区 東毛交通圏 2km 加算距離2回分を除した距離 加算距離2回分を除した距離 加算距離2回分を除した距離 加算距離2回分を除した距離 加算距離2回分を除した距離 加算距離2回分を除した距離 加算距離2回分を除した距離 加算距離2回分を除した距離 加算距離4回分を除した距離 1.27km 千葉県A地区 京葉交通圏 1.27km ― 千葉交通圏 1.27km ― 千葉の通圏 1.27km ― 千葉の通圏 1.27km ― 小房交通圏 1.27km ― 市原交通圏 1.27km ― か房交通圏 1.27km ― 方域県地区 次域県全域 2km ― 栃木県土区 栃木県全域 2km ― 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km ―	,,_,,,,		1. 23 km	
埼玉県B地区 県北交通圏			1. 23 km	
株欠交通圏 1.47km 群馬県A地区 東毛交通圏 2km 加算距離2回分を除した距離 中・西毛交通圏 1.8km 加算距離2回分を除した距離 下葉県A地区 京葉交通圏 1.8km 加算距離2回分を除した距離 下葉県A地区 京葉交通圏 1.27km — 東葛交通圏 1.27km — 千葉交通圏 1.27km — 上た距離 1.27km — 小藤した距離 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 小房交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 方域県地区 茨城県全域 2km — 栃木県全域 2km — 山型県A地区 甲府交通圏 1.8km —	埼玉県B地区	県北交涌圏	1. 47 km	
群馬県A地区 東毛交通圏 2 km 加算距離2回分を除した距離 所以した距離 群馬県B地区 沼田・利根交通圏 1.8 km 加算距離2回分を除した距離 除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.8 km 加算距離2回分を除した距離 大葉交通圏 1.27 km 一 千葉交通圏 1.27 km 一 千葉交通圏 1.27 km 一 大藤交通圏 1.27 km 一 大藤県B地区 1.27 km 一 大藤交通圏 1.27 km 一 市原交通圏 1.27 km 一 大藤交通圏 1.27 km 一 大藤交通圏 1.27 km 一 大藤交通圏 1.27 km 一 大藤大田 世界交通圏 1.27 km 一 大藤大田 世界交通圏 1.27 km 一 大藤 東北 中 東京通圏 1.27 km 一 大藤 東京通圏 1.27 km 一 大藤 東京通圏 1.27 km 一 大藤 東京通 1.27 km 一 大藤 東京通 1.27 km 一 大路 東京 東京 東京 1.27 km 一 大路 東京 1.27 km 一 大路 東京 1.27 km 一 大路 東京 1.27 km 一 <td>132762</td> <td>秩公交通圏</td> <td>1 47 km</td> <td></td>	132762	秩 公交通圏	1 47 km	
中・西毛交通圏 2 km 加算距離2回分を除した距離 沼田・利根交通圏 1.8 km 加算距離2回分を除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.8 km 加算距離2回分を除した距離 ・業交通圏 1.27 km — ・業交通圏 1.27 km — ・業交通圏 1.27 km — ・業交通圏 1.27 km — ・本総交通圏 1.27 km — ・山武・東金交通圏 1.27 km — 市原交通圏 1.27 km — か房交通圏 1.27 km — 方域県地区 次域県全域 2 km — 丁水県地区 栃木県全域 2 km — 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8 km —	群馬県A地区			加算距離2回分を控
群馬県B地区 沼田・利根交通圏 1.8km 加算距離2回分を除した距離 除した距離 渋川・吾妻交通圏 1.8km 加算距離2回分を除した距離 主葉交通圏 1.27km — 土葉交通圏 1.27km — 土業交通圏 1.27km — 土総交通圏 1.27km — 土業公通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — か房交通圏 1.27km — 方域県也区 次域県全域 2km — 丁水県地区 栃木県全域 2km — 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km —		中・西毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控
大葉県A地区 1.8km 加算距離2回分を除した距離 東葛交通圏 1.27km — 東葛交通圏 1.27km — 千葉交通圏 1.27km — 北総交通圏 1.27km — 中藤公通圏 1.27km — 山武・東金交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km — か房交通圏 1.27km — か房交通圏 1.27km — 方域県地区 茨城県全域 2km — 丁水県地区 栃木県全域 2km — 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km —	群馬県B地区			加算距離2回分を控 除した距離
東葛交通圏 1.27km 一 千葉交通圏 1.27km 加算距離4回分を除した距離 北総交通圏 1.27km 一 中原交通圏 1.27km 一 市原交通圏 1.27km 一 市原交通圏 1.27km 一 か房交通圏 1.27km 一 市房交通圏 1.27km 一 市房交通圏 1.27km 一 京城県全域 2km ー 栃木県全域 2km ー 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km ー				加算距離2回分を控
千葉交通圏 1.27km 加算距離4回分を除した距離 北総交通圏 1.27km — 千葉県B地区 1.27km — 山武・東金交通圏 1.27km — 市原交通圏 1.27km 加算距離4回分を除した距離 外房交通圏 1.27km — 市房交通圏 1.27km — 京城県立園 1.27km — 茨城県地区 茨城県全域 2km — 栃木県立域 2km — 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km —	千葉県A地区	京葉交通圏	1. 27 km	
北総交通圏 1.27km 一 千葉県B地区 東総交通圏 1.27km 一 山武・東金交通圏 1.27km 一 市原交通圏 1.27km 加算距離4回分を定験した距離 外房交通圏 1.27km 一 南房交通圏 1.27km 一 茨城県地区 茨城県全域 2km ー 栃木県全域 2km ー 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km ー		東葛交通圏	1. 27 km	
1. 2 7 k m 一 山武・東金交通圏 1. 2 7 k m 一 市原交通圏 1. 2 7 k m 加算距離 4回分を設定した距離 4回分を設定した距離 4回分を設定した距離 4回分を設定した距離 4回分を設定した距離 4回分を設定した距離 4回分を設定した距離 4回分を設定した。 対場上地区 茨城県全域 2 k m 一 栃木県全域 2 k m 一 山梨県 A 地区 甲府交通圏 1. 8 k m ー		千葉交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控 除した距離
山武・東金交通圏 1.27km ― 市原交通圏 1.27km 加算距離4回分を 除した距離 外房交通圏 1.27km ― 南房交通圏 1.27km ― 茨城県地区 茨城県全域 2km ― 栃木県全域 2km ― 山梨県 A地区 甲府交通圏 1.8km ―			1. 27 km	<u>—</u>
山武・東金交通圏 1.27km ― 市原交通圏 1.27km 加算距離4回分を:除した距離 外房交通圏 1.27km ― 南房交通圏 1.27km ― 茨城県地区 茨城県全域 2km ― 栃木県全域 2km ― 山梨県 A地区 甲府交通圏 1.8km ―	千葉県B地区	東総交通圏	1. 27 km	
市原交通圏 1.27km 加算距離4回分を 除した距離 外房交通圏 1.27km — 南房交通圏 1.27km — 茨城県地区 茨城県全域 2km — 栃木県地区 栃木県全域 2km — 山梨県 A地区 甲府交通圏 1.8km —		山武・東金交通圏		
外房交通圏 1.27km 南房交通圏 1.27km 丁茨城県地区 茨城県全域 栃木県地区 栃木県全域 山梨県 A地区 甲府交通圏 1.8km -			1. 27 km	
南房交通圏 1.27km — 茨城県地区 茨城県全域 2km — 栃木県地区 栃木県全域 2km — 山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km —		外房交通圏	1. 27 km	
茨城県地区 茨城県全域 2 km — 栃木県地区 栃木県全域 2 km — 山梨県 A 地区 甲府交通圏 1 8 km —		南房交通圏	1. 27 km	_
栃木県地区 栃木県全域 2 km — 山梨県 A 地区 甲府交通圏 1.8 km —	茨城県地区	茨城県全域		_
山梨県A地区 甲府交通圏 1.8km —	栃木県地区	栃木県全域		
	山梨県A地区	甲府交通圏		_
		東八・東山交通圏	1. 8 km	_
峡西交通圏 1.8 km —				_
		峡北交通圏		
山梨県B地区 峡南交通圏 1.8 km —	山梨県B地区			
東部·富士北麓交通圏 1.8km —				_

2 km 加算距離1回分を控

(別紙)

 改正
 現行

 公示
 公示

一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成14年4月24日

関東運輸局長 上子道雄

附則

本公示は、平成14年4月24日以降実施する。

附則(平成26年2月28日 一部改正)

本公示は、平成26年4月1日以降適用する。

附則(平成28年12月20日 一部改正) 本公示は、平成28年12月20日以降適用する。

附則(平成31年4月11日 一部改正) 本公示は、平成31年4月11日以降適用する。

<u>附則(令和元年12月13日 一部改正)</u> 本公示は、令和元年12月13日以降適用する。

運賃適用地域 営業区域 初乗距離 初乗距離を短縮する 場合の距離 特別区・武三地区 特別区・武三交通圏 1.052 km 加算距離1回分を控 除した距離 多摩地区 北多摩交通圏 1.2 km 加算距離1回分を控 除した距離 南多摩交通圏 1.2 km 加算距離1回分を控 除した距離 西多摩交通圏 1.2 km 加算距離1回分を控 一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る

初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、<u>別添</u>のとおり公示する。

平成14年4月24日

関東運輸局長 上子道雄

附則

本公示は、平成14年4月24日以降実施する。

附則(平成26年2月28日 一部改正)

本公示は、平成26年4月1日以降適用する。

附則(平成28年12月20日 一部改正) 本公示は、平成28年12月20日以降適用する。

附則(平成31年4月11日 一部改正) 本公示は、平成31年4月11日以降適用する。

西多摩交通圏

 運賃適用地域
 営業区域
 初乗距離
 初乗距離を短縮する場合の距離

 特別区・武三地区
 特別区・武三交通圏
 1.052km
 加算距離1回分を控除した距離

 多摩地区
 北多摩交通圏
 2km
 加算距離1回分を控除した距離

 南多摩交通圏
 2km
 加算距離1回分を控除した距離

 南多摩交通圏
 2km
 加算距離1回分を控除した距離

			除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	
京浜地区	京浜交通圏	1. 2 km	_
相模・鎌倉地区	県央交通圏	1. 2 km	_
	湘南交通圏	1. 2 km	
小田原地区	小田原交通圏	1. 8 km	_
埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 23 km	_
	県南東部交通圏	1. 23 km	<u> </u>
	県南西部交通圏	1. 23 km	
埼玉県B地区	県北交通圏	1. 47 km	<u> </u>
	秩父交通圏	1. 47 km	
群馬県A地区	東毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控 除した距離
	中・西毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控 除した距離
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
	渋川・吾妻交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控 除した距離
千葉県A地区	京葉交通圏	1. 27 km	
	東葛交通圏	1. 27 km	_
	千葉交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	1. 27 km	-
千葉県B地区	東総交通圏	1. 27 km	_
1 2000 - 50	山武・東金交通圏	1. 27 km	_
	市原交通圏	1. 27 km	加算距離4回分を控 除した距離
	外房交通圏	1. 27 km	—
	南房交通圏	1. 27 km	_
茨城県地区	茨城県全域	2 km	<u></u>
栃木県地区	栃木県全域	2 km	
山梨県A地区	甲府交通圈	1. 8 km	
田米尔八地区	東八・東山交通圏	1. 8 km	
	<u>來八 來田又過</u> 區 峡西交通圏	1. 8 km	
	峡北交通圏	1. 8 km	_
山梨県B地区		1. 8 km	<u> </u>
四米ホリ地区	東部・富士北麓交通圏	1. 8 km	
	不叩 由工化度入地区	I. OKIII	<u> </u>

1			除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	-
京浜地区	京浜交通圏	2 k m	
相模·鎌倉地区	県央交通圏	2 k m	
	湘南交通圏	<u>2 k m</u>	_
小田原地区	小田原交通圏	1. 8 km	_
埼玉県A地区	県南中央交通圏	2 k m	
	県南東部交通圏	2 k m	
	県南西部交通圏	2 km	-
埼玉県B地区	県北交通圏	2 k m	_
	秩父交通圏	2 k m	
群馬県A地区	東毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控 除した距離
	中・西毛交通圏	2 k m	加算距離2回分を控 除した距離
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控 除した距離 加算距離2回分を控
	渋川・吾妻交通圏	1. 8 km	加算距離2回分を控 除した距離
千葉県A地区	京葉交通圏	2 k m	_
	東葛交通圏	2 k m	-
	千葉交通圏	2 k m	加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	2 k m	
千葉県B地区	東総交通圏	2 k m	<u> </u>
	山武・東金交通圏	2 k m	<u> </u>
	市原交通圏	<u>2 k m</u>	加算距離4回分を控 除した距離
	外房交通圏	2 k m	
	南房交通圏	2 km	_
茨城県地区	茨城県全域	2 k m	_
栃木県地区	栃木県全域	2 k m	
山梨県A地区	甲府交通圏	1. 8 km	
	東八・東山交通圏	1.8km	<u> </u>
	峡西交通圏	1.8 km	_
	峡北交通圏	1. 8 km	_
山梨県B地区	峡南交通圏	1.8km	
	東部・富士北麓交通圏	1.8 km	-

改正

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成14年4月24日

関東運輸局長 上子道雄

附則

本公示は、平成14年4月24日以降実施する。

附則(平成26年2月28日 一部改正)

本公示は、平成26年2月28日以降適用する。

附則(平成28年12月20日 一部改正) 本公示は、平成28年12月20日以降適用する。

<u>附則(平成31年4月11日 一部改正)</u> 本公示は、平成31年4月11日以降適用する。

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する 場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 052km	
多摩地区	北多摩交通圏	2 k m	
	南多摩交通圏	2 k m	
	西多摩交通圏	2 k m	
島しょ地区	島しょ区域	2 km	_
京浜地区	京浜交通圏	2 km	

現行

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料 金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成14年4月24日

関東運輸局長 上子道雄

附則

本公示は、平成14年4月24日以降実施する。

附則(平成26年2月28日 一部改正)

本公示は、平成26年2月28日以降適用する。

附則(平成28年12月20日 一部改正) 本公示は、平成28年12月20日以降適用する。

			(別 <i>添)</i>
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する
			場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 052 km	加算距離1回分を控
			除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	2 k m	
			除した距離
	南多摩交通圏	2 k m	加算距離1回分を控
			除した距離
	西多摩交通圏	2 k m	加算距離1回分を控
			除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 km	
京浜地区	京浜交通圏	2 k m	

相模・鎌倉地区	県央交通圏		2 km	I —
	湘南交通圏		2 km	_
小田原地区	小田原交通圏	1.	8 km	
埼玉県A地区	県南中央交通圏		2 km	
	県南東部交通圏		2 km	
	県南西部交通圏		2 km	_
埼玉県B地区	県北交通圏		2 km	
	秩父交通圏		2 km	
群馬県A地区	東毛交通圏		2 km	加算距離2回分を担除した距離
	中・西毛交通圏		2 km	
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.	8 km	
	渋川・吾妻交通圏	1.	8 km	加算距離2回分を招発した距離
千葉県A地区	京葉交通圏		2 km	
	東葛交通圏		2 km	
	千葉交通圏		2 km	加算距離4回分を指 除した距離
	北総交通圏		2 km	<u> — </u>
千葉県B地区	東総交通圏		2 km	-
	山武・東金交通圏		2 km	_
	市原交通圏		2 km	加算距離4回分を招 除した距離
	外房交通圏		2 km	_
	南房交通圏		2 km	
茨城県地区	茨城県全域		2 km	_
栃木県地区	栃木県全域		2 km	
山梨県A地区	甲府交通圏	1.	8 km	
	東八・東山交通圏	1.	8 km	
	峡西交通圏	1.	8 km	
	峡北交通圏	1.	8 km	_
山梨県 B 地区	峡南交通圏	1.	8 km	
	東部・富士北麓交通圏	1.	8 km	

相模・鎌倉地区	県央交通圏	2 km	I —
1	湘南交通圏	2 k m	_
小田原地区	小田原交通圏	1. 8 km	
埼玉県A地区	県南中央交通圏	2 k m	
	県南東部交通圏	2 k m	
	県南西部交通圏	2 k m	_
埼玉県B地区	県北交通圏	2 k m	
	秩父交通圏	2 k m	_
群馬県A地区	東毛交通圏	2 k m	_
	中・西毛交通圏	2 k m	_
群馬県B地区	沼田•利根交通圏	1.8 km	_
	渋川・吾妻交通圏	1. 8 km	_
千葉県A地区	京葉交通圏	2 km	_
	東葛交通圏	2 km	_
	千葉交通圏		加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	2 km	
千葉県B地区	東総交通圏	2 km	_
	山武・東金交通圏	2 k m	
	山武・東金交通圏市原交通圏	2 k m	加算距離4回分を控 除した距離
	外房交通圏	2 k m	-
	南房交通圏	2 km	
茨城県地区	茨城県全域	2 k m	
栃木県地区	栃木県全域	2 k m	
山梨県A地区	甲府交通圏	1. 8 km	
	東八・東山交通圏	1. 8 km	
	峡西交通圏	1. 8 km	_
	峡北交通圏	1. 8 km	
山梨県B地区	峡南交通圏	1. 8 k m	
	東部・富士北麓交通圏	1.8 km	

改 正 現 行

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

示

公

平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成14年4月24日

関東運輸局長 上子道雄

附則

本公示は、平成14年4月24日以降実施する。

附則(平成26年2月28日 一部改正)

本公示は、平成26年2月28日以降適用する。

<u>附則(平成28年12月20日 一部改正)</u> 本公示は、平成28年12月20日以降適用する。

(別添)

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する
			場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	<u>1. 052</u> km	加算距離1回分を控
			除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	2 k m	加算距離1回分を控
			除した距離
	南多摩交通圏	2 k m	加算距離1回分を控
			除した距離
	西多摩交通圏	2 k m	加算距離1回分を控
			除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	
京浜地区	京浜交通圏	2 k m	
相模・鎌倉地区	県央交通圏	2 k m	
	湘南交通圏	2 k m	_

平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成14年4月24日

関東運輸局長 上子道雄

附則

本公示は、平成14年4月24日以降実施する。

附則(平成26年2月28日 一部改正)

本公示は、平成26年2月28日以降適用する。

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する
			場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	<u>2</u> k m	
			除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	2 k m	加算距離1回分を控
			除した距離
	南多摩交通圏	2 k m	加算距離1回分を控
			除した距離
	西多摩交通圏	2 k m	加算距離1回分を控
			除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	_
京浜地区	京浜交通圏	2 k m	_
相模・鎌倉地区	県央交通圏	2 k m	
	湘南交通圏	2 k m	_

小田原地区	小田原交通圏	1. 8 km	_
埼玉県A地区	県南中央交通圏	2 k m	_
	県南東部交通圏	2 k m	_
	県南西部交通圏	2 k m	_
埼玉県B地区	<u>県北交通圏</u>	2 km	<u> </u>
	秩父交通圏	2 k m	-
群馬県A地区	東毛交通圏	2 k m	-
	中・西毛交通圏	2 km	-
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.8 km	-
	渋川・吾妻交通圏	1.8km	_
千葉県 A 地区	京葉交通圏	2 km	-
	東葛交通圏	2 k m	<u> </u>
	千葉交通圏	2 k m	加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	2 k m	_
千葉県B地区	東総交通圏	2 k m	_
	山武・東金交通圏	2 k m	_
	市原交通圏	2 k m	加算距離4回分を控 除した距離
	外房交通圏	2 k m	_
	南房交通圏	2 k m	_
茨城県地区	茨城県全域	2 k m	_
栃木県地区	栃木県全域	2 km	_
山梨県A地区	甲府交通圏	1.8km	_
	東八・東山交通圏	1. 8 km	_
	峡西交通圏	1.8 km	_
	峡北交通圏	1.8 km	_
山梨県B地区	峡南交通圏	1. 8 km	_
	東部・富士北麓交通圏	1.8 km	

小田原地区	小田原交通圏	1. 8 km	_
埼玉県A地区	県南中央交通圏	2 k m	_
	県南東部交通圏	2 k m	
	県南西部交通圏	2 k m	_
埼玉県B地区	県北交通圏	2 k m	_
	秩父交通圏	2 k m	_
群馬県A地区	東毛交通圏	2 k m	_
	中・西毛交通圏	2 k m	_
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.8 km	
	渋川・吾妻交通圏	1.8 km	_
千葉県 A 地区	京葉交通圏	2 k m	_
	東葛交通圏	2 k m	_
	千葉交通圏	2 k m	加算距離4回分を控 除した距離
	北総交通圏	2 k m	_
千葉県B地区	東総交通圏	2 k m	_
	山武・東金交通圏	2 k m	_
	市原交通圏	2 k m	加算距離4回分を控 除した距離
	外房交通圏	2 k m	_
	南房交通圏	2 k m	_
茨城県地区	茨城県全域	2 k m	_
栃木県地区	栃木県全域	2 k m	_
山梨県A地区	甲府交通圏	1. 8 k m	_
	東八・東山交通圏	1. 8 k m	_
	峡西交通圏	1.8 km	_
	峡北交通圏	1. 8 k m	_
山梨県B地区	峡南交通圏	1.8 km	
	東部・富士北麓交通圏	1.8 km	_

改正

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成14年4月24日

関東運輸局長 上子道雄

附則

本公示は、平成14年4月24日以降実施する。

附則(平成26年2月28日 一部改正)

本公示は、平成26年2月28日以降適用する。

(別法

			(別添)
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する 場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	2 k m	加算距離1回分を控 除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	2 k m	加算距離1回分を控 除した距離
	南多摩交通圏	2 k m	加算距離 1 回分を控 除した距離
	西多摩交通圏	2 k m	加算距離1回分を控 除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	
京浜地区	京浜交通圏	2 k m	
相模・鎌倉地区	県央交通圏	2 k m	
	湘南交通圏	2 km	=
小田原地区	小田原交通圏	1. 8 km	=
埼玉県A地区	県南中央交通圏	2 km	_

現行

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー) の運賃及び料金に係る 初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成14年4月24日

関東運輸局長 上子道雄

附則

本公示は、平成14年4月24日以降実施する。

			(別添)
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する 場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	2 k m	<u>1 k m</u>
多摩地区	北多摩交通圏	2 k m	<u>1 k m</u>
	南多摩交通圏	2 k m	<u>1 k m</u>
	西多摩交通圏	2 k m	<u>1 k m</u>
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	1 k m
京浜地区	京浜交通圏	2 k m	1 k m
相模・鎌倉地区	県央交通圏	2 k m	1 k m
	湘南交通圏	2 k m	1 k m
	津久井交通圏	2 k m	1 k m
小田原地区	小田原・箱根交通圏	1. 8 k m	1 k m
	足柄交通圏	1. 8 k m	1 k m
埼玉県A地区	県南中央交通圏	2 k m	1 k m

•			1
	県南東部交通圏	2 k m	
	県南西部交通圏	2 km	_
埼玉県B地区	県北交通圏	2 k m	<u>—</u>
	秩父交通圏	2 k m	
群馬県A地区	東毛交通圏	2 k m	
	中·西毛交通圏	2 k m	
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.8 km	_
	渋川・吾妻交通圏	1.8 km	
千葉県A地区	京葉交通圏	2 k m	_
	東葛交通圏	2 k m	
	千葉交通圏	2 k m	加算距離4回分を控
			除した距離
	北総交通圏	2 k m	_
千葉県B地区	東総交通圏	2 k m	
	山武・東金交通圏	2 k m	
	市原交通圏	2 k m	加算距離 一回分を控
			除した距離
	外房交通圏	2 k m	
	南房交通圏	2 k m	_
茨城県地区	茨城県全域	2 k m	_
栃木県地区	栃木県全域	2 k m	
山梨県A地区	甲府交通圏	1. 8 km	
	東八・東山交通圏	1. 8 km	
	峡西交通圏	1. 8 km	_
	峡北交通圏	1.8 km	_
山梨県B地区	峡南交通圏	1. 8 km	
	東部・富士北麓交通圏	1. 8 km	_

	県南東部交通圏	2 k m	1 k m
	県南西部交通圏	2 k m	1 k m
埼玉県B地区	県北交通圏	2 k m	1 k m
	秩父交通圏	2 k m	1 k m
群馬県A地区	東毛交通圏	2 k m	1 k m
	中·西毛交通圏	2 k m	1 k m
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.8 km	1 k m
	渋川・吾妻交通圏	1.8 km	1 k m
千葉県A地区	京葉交通圏	2 k m	1 k m
	東葛交通圏	2 k m	1 k m
	千葉交通圏	2 k m	<u>1 k m</u>
	北総交通圏	2 k m	1 k m
千葉県B地区	東総交通圏	2 k m	1 k m
	山武・東金交通圏	2 k m	1 k m
	市原交通圏	2 k m	1 k m
	東海交通圏	2 k m	1 k m
	南房交通圏	2 k m	1 k m
茨城県地区	茨城県全域	2 k m	1 k m
栃木県地区	栃木県全域	2 k m	1 k m
山梨県A地区	甲府交通圏	1.8 km	1 k m
	東八・東山交通圏	1.8 km	1 k m
	峡西交通圏	1.8 km	1 k m
	峡北交通圏	1. 8 k m	1 k m
山梨県B地区	峡南交通圏	1.8 km	1 k m
	東部・富士北麓交通圏	1. 8 k m	1 k m